

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第8回） 議事次第

- 1 日 時 平成22年3月31日（水） 14：00～16：00
- 2 場 所 文部科学省3F2特別会議室
- 3 議 題
 - （1）「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ」
に向けて審議を深めるべき論点（案）
 - （2） その他
- 4 配付資料
 - 資料1 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議協力者名簿
 - 資料2 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第7回）議事要旨（案）
 - 資料3 これまでの主な意見（第1回～第7回）
 - 資料4 「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ」に向けて審議を深めるべき論点（案）
 - 資料5－1 国際獣疫事務局会議（OIE）勧告『より安全な世界のための獣医学教育の新展開』
 - 資料5－2 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の見直しについて」
 - 資料5－3 獣医事審議会計画部会臨床実習の条件整備に係るWGの設置について
 - 資料5－4 「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）
 - 資料6 獣医学教育を取り巻く新たな動向への対応関連データ
 - 資料6－1 平成16年「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言の実施状況
 - 資料6－2 国立大学法人第2期中期計画原案における反映状況
 - 資料6－3 獣医師数の推移
 - 資料6－4 獣医師数の国際比較
 - 資料6－5 OIEコラボレーション・センター、リファレンスセンター
 - 資料6－6 獣医学関係大学院の現状
 - 資料6－7 獣医学関係学部・研究科一覧

- 参考資料 1 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」
案
- 参考資料 2 獣医学教育の改善・充実に関する主な論点（案）（第 1
回会議配付資料）
- 参考資料 3 「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のま
とめ（骨子案）」（第 7 回会議配布資料）
- 参考資料 4 教育内容に関する小委員会報告

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について

平成20年11月17日

高等教育局長決定

1. 目的

社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在など我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究を行い、獣医学教育の改善・充実を図ることを目的とする。

2. 調査研究事項

- (1) 社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方について
- (2) 教育の質の保証の在り方について
- (3) 教育研究体制の在り方について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の協力者により調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、小委員会を設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からの意見を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成20年11月17日から平成22年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 協力者名簿

石黒 直隆	岐阜大学大学院連合獣医学研究科長
池田 一樹	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
伊藤 茂男	北海道大学大学院獣医学研究科教授
加地 祥文	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
片本 宏	宮崎大学農学部獣医学科教授
廉林 秀規	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
唐木 英明	日本学術会議副会長
小崎 俊司	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科長
酒井 健夫	日本大学総長
田中 美貴	埼玉県川越家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
長澤 秀行	帯広畜産大学長
西原 眞杉	社団法人日本獣医学会理事長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
政岡 俊夫	麻布大学長
矢ヶ崎忠夫	社団法人日本動物用医薬品協会専務理事
山崎 光悦	金沢大学工学部長
山崎 恵子	ペット研究会「互」主宰
山田 章雄	国立感染症研究所獣医学部長
山根 義久	社団法人日本獣医師会会長
吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
<オブザーバー>	
安田 直人	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

五十音順(敬称略)

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第7回）議事概要

- 1 日時：平成21年8月11日（火）14：00～16：00
- 2 場所：文部科学省 3F 2特別会議室
- 3 出席者：唐木座長、酒井座長代理、石黒委員、伊藤委員、加地委員、片本委員、
廉林委員、小崎委員、境委員、田中委員、長澤委員、西原委員、政岡委員、
矢ヶ崎委員、山崎光悦委員、山崎恵子委員、山根委員、吉川委員
安田環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長（オブザーバー）
加藤高等教育局審議官、澤川専門教育課長、神田企画官、神田専門教育課課長
補佐、伊藤専門教育課課長補佐

（○：委員 ●：文部科学省 ◎：農林水産省報告）

【獣医事審議会計画部会の報告について】

- 臨床教育の適切な充実・実施という表現があるが、その範疇に踏み込んだ議論はされているのか。そのような議論があれば、協力者会議で議論しているものとの整合性はどうか。
- 産業動物あるいは小動物分野における獣医学教育において求められるものは、臨床実習の強化であるという意見が出ている。具体的には獣医療という枠内で一定の条件の下でどれくらいできるか、あるいは教員体制など教育自体をきちんと実施できる体制についても重要だといった意見があった。
- 「獣医療体制の提供体制」とあるが、これは業務を推進するための体制の整備なので、この枠内で卒前の獣医学教育についてまで触れることはできるのか。
- ◎ 各ワーキンググループにおいて、獣医療の提供体制の整備に向けて各分野でどういうことが必要なのかを幅広くご議論いただいている。
臨床実習は非常に重要であり、そのためご議論頂いている。臨床実習を行うに当たり、獣医療の行為のうちのどの部分ができるのか、その辺の検討をしなければならないとは考えている。
- 獣医学生が行う獣医療行為についてという部分に関しては、獣医療法に関する法判断がある。医学部、歯学部については、平成3年に、医学生やあるいは歯学部生が行われている医療行為についてガイドラインを作成している。各大学に対してこういった行為であれば、その実習の中で学生等が行える行為であるという判断基準を明確化したもの。獣医学部における臨床実習の充実という具体的な中身について、同様な取り組みができればと思っているので、関係省庁と連携しながら進めていきたい。
- 資料に専門性の高い卒後研修の実施による産業動物獣医師の処遇改善と書いているが、確かに卒後研修を実施すれば質が上がって処遇改善ということにもつながると思うが、これは本質的には違う問題ではないかという気もする。
- ◎ ワーキンググループの中で、やはり産業動物獣医師の処遇の改善ということは、一つの大きなポイントになる。そのために何をするかということについても、例えばその教材を

どのようにするか等、具体的にいろいろ論点が出ている。

【今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ（骨子案）について】

- これを拝見させていただいて、大変、多岐にわたっていろいろと問題点の指摘等あったと思う。ただ、どういう獣医師をつくりたいかというところが、理解できない。獣医師というものの役割というか、姿というのは一体何を求めているのか。

英国は獣医師免許をもらうときにVeterinarian's Oathというのがあります。Veterinarian's Oathという獣医師の誓いの中には獣医師免許を持った者の最も基本的な任務というのは、みずからの管理下に置かれた動物の福祉を守ることであるということがはっきりと書かれている。別にそれがここで出なければいけない、福祉が例えばあるべき姿であるということを上記しているわけではないが、何を教えるかということよりも、何を求めるべきかというものが、ここには見えてこない。

この（骨子案）の中で、まずそもそも国際的通用性をどういうふうに定義をするのか、それは果たして英語ができることなのか、あるいは国際基準での研究体制の中ですんなり入っていける枠をつくるということを目指すのか。それとも今OECD、OIE、WTO、すべてのところで非常に大きなベースラインの議論となっているアニマルウェルフェアのベース哲学を求められる動物の専門家をつくるということが目的なのか、その辺が見えてこなければ、カリキュラムをいじるだけでは非常に表面的なものになってしまうのではないか。その基本的な哲学をどこに落とし所を見つけるのかということは大変気になる。

もう一つは、基本的に学生の評価というものをどの水準でやっていく、学生に何をどのレベルで求めていくかということに関しても、どの程度の厳しさを要求していくかということはある程度考えなければいけないのではないかと思います。

日本の大学教育においては、その点が常に国際比較の中で問題となっている。医学、それから獣医学などは、特にアメリカなどでは専門大学院で教育をしているが、一般教養科目をきちんと単位を取らせ、それなりの成績をもって卒業してこなかった子は専門大学院に入れないというのが現状。日本の医学部においては、一般教養科目での評価が非常に甘いと。つまり学生の評価に対して何を求めるかということ、どの程度の厳しさを求めてやるかということ、国際通用性にすごく大きな影響を与えるのではないかなというふうに思う。評価に関してはもちろんカリキュラムの議論の中には入ってこないだろうと思うが、検討すべき大事な点ではないかなと感じている。

- 2ページの網括弧の中の「大学における獣医学教育は、第一に、獣医師の任務の遂行に・・・」と書いているが、「第一に」ということが、例えば獣医師になる国家試験のためにこれをやるのが重要、国家試験を目標にするというように受け取られる可能性があるのではないか。獣医学教育と国家試験とは切り離して考える部分があるのではないか。
- 質問だが医学や歯学の世界でいうと、コ・メディカルとかパラ・メディカルとかという言い方をするが、獣医師については、驚くほど多くのことを勉強しなければいけない。これは妙な業種が発展していくと、それが全部できなければいけないということになるといことにもなりかねない。
- 獣医学教育は6年制であるため、専門職大学院というのは少し考えにくいと思うが、前回のコア・カリキュラムを見たところ、ほとんど自由度がないというか、あのよう配

置してしまえば、特色は出せそうにないなと私は感じている。上に積み上げるものを考えることが可能なのか可能でないのか、もう大学院というのは研究者養成としてあり得ないのか。大学院というのは基本的には人材育成だと私は思うので、必ずしも研究者ではなくてもいいとも思う。

○ 大学院で、専門職大学院みたいなものを積み上げ方式でこのようにまた考えることは可能なのか不可能なのか、あるいはそんなことは全く無意味なのか。

● まず、小委員会でこの間分析していただいた獣医学教育の最低限共通的に必要なものは、現在の大学を分析していただくためにその分析指標としてお作りいただいたという便宜的なものである。現状の大学においては獣医学教育においては、約9割方が必修という現状になっており、その必修の内容を想定して必要な授業科目及びその履修内容というのをご議論いただいた。

また、ご審議の中でもやはり共通的に必要なものと、そして進路に合わせての専修コースというのをあわせて学部教育の中でも議論していくべきなのではないかというご指摘もあった。今後コア・カリキュラムということで今その調査研究を委託し、また学協会も交えて話をさせていただく内容は、本当に学部のところで共通的な部分については再度、見直していただいて、コアだけでも編成していただくという形になっていくのではないかと思います。

また、獣医師資格試験というよりも、さらに職業的な専門なりを深めていくという職業教育の充実という観点で、現状、公衆衛生に関しては、専門職大学院が3大学院ほどあり、そういった取り組みも可能である。

○ 2ページの「シラバスを中心に分析したところ、以下の課題が明確」になったというところで、①、②はそれぞれの導入教育の不整備、それから②が教育内容の不足ということで明確だが、③と④は上の2つと書き方がかなり異なっている。いわゆる新たな分野への対応、これも教育内容に含まれるのではないかと思います。④のばらつきというのは、これは逆にいうとばらつきは特色ある教育を実践していることになるのではないかと。最低限必要なものがないということならばわかるが、これも教育内容に含まれるのではないかと思います。

○ 自助努力を検証するというところで過去5年間検証を行ってきたが、また同じことの繰り返しで、今度はカリキュラムの検討をしているわけだが、前回の5年間の間で、どうなっているのかという検証はする必要があるのではないかと。

それからもう一つ、設置基準への対応というのは何か考えなくていいのか。私は最終的にはこれは設置基準の改正をする必要があるのではないかなと思っています。

○ 今回はシラバスを検討することによって獣医学教育の内容を浮き彫りにしようとしてきた。これはそれで結構だが、そこには出てこない様相がある。その一つが学部問題というもの。シラバスを見て現実には私立大学とそれから北海道大学だけが学部になっている。そことそのほかが違うのかというような見方をしていなかったが、シラバスだけ見ると学部独自の意思決定、あるいは人事、そういったものがあるはずだが、それはシラバスに出てこない。それは別途で調べなくてはいけないが、今まで国立大学全国協議会で、学部ではないと農学部の1学科であってはできないことがたくさんあるという見解は、今まで皆さんがおっしゃっていたことである。しかし、その問題についてはここでどなたも発言なさらなかったということで、ここに出てこなかったのは私の責任でもあるが、その辺の問題

を一つ問題点として先生方からご意見をここで頂きたいと思う。

もう一点は、国立大学における獣医学教育における協議で、獣医学教育の再編が必要であり、その改善の方向については注意深く見守るべきであるという文言も入っている。それから5年間たった今、見直しているのかというご指摘を頂いたが、それについてもまだ十分でない。この2点は、やはり至急我々は行って、この2点の中身も取り入れていくべきだろうと、そういうご意見だろうと思う。

- 先ほどの学部教育という話なんです、正確に1学部1学科で構成されている大学というのは北海道大学と帯広畜産大学だけであろうと思う。ただ、問題は、やはりその教育に携わる、いわゆるスタッフのボリュームが問題にされなければいけない。そこが、まだどこも議論されていない。

それからもう一点は、事務局にお聞きしたいが、この骨子の随所にモデル・コア・カリキュラムという言葉が出てくるが、我々もそれを一緒にここで議論してきた。第6回の協力者会議において小委員会のほうから報告のあったカリキュラムがモデル・コア・カリキュラムなのかと私自身は思っていたが、この骨子を見る限りでは、まだモデル・コア・カリキュラムはでき上がっていないといっている。

だとすると、最終的にできたモデル・コア・カリキュラムはどこに出てくるのかということ、あるいはどこに出すべきなのかということ想定しているのかということ事務局にお聞きしたい。

- モデル・コア・カリキュラムについては、小委員会でご審議いただいたのは、モデル・コア・カリキュラムにこれから編成をしていくのに参考になる部分である。モデル・コア・カリキュラムに関しては、16大学、そして学協会、その職能団体と連携して、総意で獣医師を養成する教育内容としては、これは必ず必要なものという形にまとめる必要があるものだというふうに考えている。

- この中で現状と課題を読んでも、不十分と思う。これは既に議論をしてきたことであり、不十分だから獣医学教育の改善・充実をどうするかというのが、この会議ではなかったのか。平成16年の国立大学獣医学教育協議会の報告と、ほとんどその域を出ないのではないのではないか。是非ともこの学部教育のためにこういうものを行ったと、こういうことが不足しているんだと、これを改善するためにはこういうことをやらなければならないんだという目安を示さなくてはいけないのではないかと。そのためにはやはり大学設置基準の改正を同時進行で議論していかなければ、とても無理ではないかなと思う。

今の現状を学科基準で獣医学科がどんどん設置できたらどうなるかということを考えた場、よその学部の二の舞を踏むことになるのではないかと。この骨子の中に学部を目標にしてとか、設置基準を同時に検討するんだというぐらいのことを盛り込まないと、私は次のステップに行けないのではないかと大いに危惧している。

- 同じ思いではあるが、外を納得させるためには、なぜ学部が必要なのかという根拠を示す必要があるということだろうと思う。例えば医・歯・薬が6年制で、獣医も6年制。医・歯・薬で学部の中の1学科でやっているところがあるのかどうか。私はないのではないかと。ないとしたらそれはなぜなのか。なぜ獣医だけそれをやらなくては、それでできるのかという問題。あるいは、モデル・コア・カリキュラムはこれからだが、それとの対応の問題、それから専任教員数との問題、あるいは諸外国の獣医学教育の動向

の問題、あらゆるものを考えた上で、獣医学部が農学部の中の1学科であって、しかも助手まで入れて20数人の教員しかいない、入学定員が30ちょっとしかないということが本当に教育のシステムとして重要なものなのかどうかということまで考えなくてはいけない。

- 今までの議論を聞いていると、専任教員というよりも、やはり大学教育の中で教員がやるべきクラスであって、部外者の方に教育を担保してもらうということではないのではないか。何かこの辺のところは私は非常にあいまいだと思う。また、若手教員というふうな括弧で記載はあるが、今の獣医学科の場合、いわゆる教授・助教授でほとんど構成されている。

文科省はどういうイメージを持っているのか。言葉としてはいいかもしれないけれども、実際運用上、本当に可能なのかなという感じがする。

- 今審議している骨子案のタイトルを見ると、意見の取りまとめである。これは先生方から頂いた意見を取りまとめているものであり、文科省の方針を書いてあるわけではない。もしこの書きぶりが間違っていたり、おかしかったら、これは先生方のご意見ですから、私はこういう意見だと言って頂ければいい。
- 骨子案に、2ページ目のところの上の(2)の②ですけれども、実践的な教育内容の不足のところには、真ん中の段のところ「実践的な教育内容の充実の観点」から、その段落の3行目、「インターンシップや施設見学の充実が重要である」、ここも同じように実務実習の充実が重要であるというふうに書いていただけないか。
- 出口ではどのような場面でもやはり動物の命というものをどう見るのかという、しっかりした考えを持ってその現場に行かせるということが教育できていなければ、それは獣医師ではないというふうに我々は思わなければいけない。
- 骨子について、背景としての、このめぐる状況、それから検討の経緯、小委員会の指摘した現状と課題、ここら辺までは何となく素直に読んでいけ、2ページ目のところは教育対応についてどういう課題が上がってきたのか、そういった点についてどういう不備、あるいはどういう問題が指摘されたのかという格好で明確に分けて書いたほうが、分析結果としてはその後の方向性を含めてわかりやすいと思う。

但し、その対策としてどうするんだというところから、実は読んで非常にわかりにくい、1つは非常に冗長で、トートロジーみたいで、これが不足しているからこれを補うという、そのレベルもまた大小とりまとめて各論のところから総論から一色体になっているような感じで、よくわからない。

前回の資料6-3、A3、1枚の紙なんですけれども、小委員会の分析結果として出した教育内容と教育体制の分析結果だと思うが、問題は、赤色と黄色とが消えればいいわけで、その赤と黄色を消すためには何をしなければいけないのか。それがこの方向性と改善の方策でできることなのか。できないことだと、例えばほかから借りてきて何とかすれば何とかなるとか、あるいは現場に連れて行ってすればそれでいけるのかと、あるいは向こうから専門家を引っ張ってきてやればそれで直るのかと、見ると明らかなように1番から4番と、4番から16番までは随分と違う。逆に言うと、改善対策としても1番から4番までと5番から16番まで同じ戦略が本当に通用するのかということを考えないといけない。これが足りないからこれを改善します、短期的には、どういう方策で改善するのか。長期的なあるべき姿としては、どうするのか。

何度も同じ議論をして、少しずつそのデータを整理していったとしても、議論はまた元に戻るということは避けるべきだと思う。2カ月間という多大な時間を小委員会委員に無理を言って分析等してもらったわけですから、この分析結果から何を親委員会として引き出すのか、そこをしないで総論で終わってはいけないと思う。

この中から適正な設置基準が出てくるのか、あるいはもっと長期的に考えた教育改正、あるいは教育ニートで人材を再生産していくというような方式から考えて、本当に教授と准教授だけでいいのか。あるいは助教はその中でどういう役割を持っていくのかというようなことを考えた上で、あるべき体制と、それが学部という形で維持するというのが適切であれば、やっぱりそういうことも提言していくべきだというふうに思う。

- この報告書の中で、いろんなところでモデル・コア・カリキュラムの重要性というのがうたわれている。これはこれで重要だが、これができるのはまだ2年後。しかし、ここではそのモデル・コア・カリキュラムのモデルを踏まえて履修内容を検討するとか、専任教員を検討するとか、制度設計をするとか、そういったものがたくさん含まれているが、それだと余りにも遠い将来の検討になってしまう。モデル・コア・カリキュラムはモデルカリキュラムとしていいものをつくるということだが、やはりそれと並行して制度設計というのはもっとスピーディーにやっていく必要があるのではないかなと思う。

また、例えば5ページのところで、専門家が不足している分野においては今後、若手教員を確保していく必要があるという文言もあるが、専門家が不足している分野から優先してということはもちろんだが、今は獣医学のほとんどあらゆる分野で若手教員が不足しているため、やはりすべての分野で基本的には若手教員の、ある種の若手研究者のポストを確保していく、あるいは定員増をしていくというような形で、もう少し具体的に盛り込んだほうがいいのではないかと感じる。

- 基本的には、要するに基礎的な知識・技能、獣医師が必要な知識・技能という言葉に余りにも焦点が集まり過ぎてしまっているゆえに問題だと思うんですね。

確かにこれを申し上げると、じゃ、具体的にはどうすればいいのかという具体性のない意見で大変申しわけないんですけども、獣医師としての態度をどう育てるかとか、哲学をどう育てるかというところがやはり欠けてしまっていると思う。残念なことに、いわゆるインターンシップ先から見れば、愛護センターとか、それから、例えば東京都のセンターから言えば、何年も前に三宅の動物を集めて大きなシェルターをつくって運営をしていたが、あそこにもインターン生がいっぱいいいたが、獣医学部の学生は一人もいない。全員看護学科、あるいは訓練の研修生とかそういう方々ばかり。インターンシップとは、実際に勉強したい獣医学生が来るのであればウェルカムであると、それは当然のことだと思う。しかし、もっと戻っていくと、恐らくそこを希望する学生を育てるような教育の基礎というものができていないということが根本的な問題。

ただ、これは、今このカリキュラムでどうこうと議論できることではなくて、恐らく継続的に獣医師として若手教員を育てるためには、その若手教員のためにどのようなものを求めていくか、どういう哲学をつくり上げていくかということが、今後かなり長期戦で議論される場は残っていかなければできないのではないかなというふうに感じている。

- やっぱり一番欠けているのは、時間的なタイムテーブル。これは40年かけてやるか、20年かけてやるか、何年かけてやるかわからない。ある程度時間的な組み立ての中でこうい

うものを書かないといけない。

やはり本当に重要なことをやりたければ、ある程度の時間の中で何をして次に何をするかという、これは恐らく今後議論しなければいけないだろうと思うんですけども、やはりそういったタイムテーブルの上での書き物を人に示していかないと、そこを骨子としては一般の方はわかりづらい。ここに参加されている方はわかるかもしれないけれども、どういう方向でリーダー教育をしていくのかという具体的なイメージが出てこない。そういった部分を少し含めた形の書き方にした方がいい。

これまでの主な意見（第1回～第7回）

獣医療を取り巻く状況

（職域全般）

- 地方公共団体の獣医師が担当する主な業務は、公衆衛生分野、家畜衛生・畜産振興分野、自然保護・環境対策分野の3つに大別される。公衆衛生分野には食品衛生、生活衛生環境分野が含まれる。家畜衛生・畜産振興分野には、家畜防疫、家畜衛生、畜産技術、人獣共通感染症、獣医事、薬事行政が含まれる。自然保護・環境対策分野には、鳥獣保護、動物愛護等が含まれる。これらの3つの分野は密接に関連している。
- 環境問題、動物介在活動、学校飼育動物を通じた情操教育、野生動物対策、医学と協調したバイオメディカル分野の研究、海外技術協力、大学における教育研究等、獣医師が関わる分野は多岐にわたる。
- 獣医師というのは多くのことを勉強しなければならない。獣医師の活動範囲が増え、何でもできなければならないという事になる。
- 獣医師の職域には、獣医師でなければならない職域と、獣医師でもいい職域が混在しているが、近年、獣医師でもいい分野での対応が求められるようになっていく。
- どのようにして学び、何に自分はフォーカスしていけばよいのかという指針を与えることを重視した大学教育に変えていく必要がある。
- 偏在が起こっている大きな責任が大学教育にあると思う。大学教育の中で各領域の魅力を感じモチベーションを高められるような教育をなされる必要がある。
- 行政処分を受ける獣医師が近年増加している。
- 公衆衛生で働く獣医師がいなくなりつつあるという現状や、大動物の診療の獣医師が実際に減っているという現実を踏まえた議論を早急にしていきたい。
- なぜ公衆衛生や大動物臨床に携わる獣医師が少ないのか、これは教育がほとんど行われていないことも一つの大きな原因である。例えば、夏期休業中に産業動物の臨床を学生に体験させたら、その中から産業動物臨床に従事したいという学生が出てきたという話がある。教育を改善することですべてが解決するとは思わないが、現状で教育が不足しているから学生が従事しない分野があれば、その分野については少なくとも改善するだろう。

（産業動物診療）

- 最近ではアニマル・ウェルフェアの理念のもと、産業動物であってもきちっとした環境下で飼育しなければ食に供してはならない時代が近づいている。
- 家畜保健衛生所における基礎的な検査についてはある程度大学で技術を習得してくるため、新採の獣医師であってもある程度活躍できる環境にある。
- 新規採用される獣医師は、優秀な獣医師が多いが、コミュニケーション能力が少し足りない。

(公衆衛生)

- BSEが発生した際に1ヶ月あまりで全国一斉検査ができるようになり、世界的に見ても素早い対応ができたことで日本の公衆衛生獣医師は優秀であることが証明できた。一方で、リーダー的な存在が育っておらず、保健所の所長になるような存在は昔の人々と比べて少なくなってきたという現状がある。
- 各自治体では公衆衛生獣医師の補充が危機的な状況にある。
- 脳の採材の技術を持って診断できる獣医師者が少ない。
- 食品の安全確保や人獣共通感染症の問題が出てきたが、人材が確保できない。
- 大学の授業の中で実践的な内容を取り入れれば、公衆衛生に対しての理解も進み、興味も沸くのではないかと考える。
- 欧米ではパブリックヘルスや食品衛生の専門分化が進んでいるが、日本にはそうした専門家の養成ルートが少なく、実際問題として獣医師がカバーしている。

(小動物診療)

- 小動物、伴侶動物の分野では、一次診療と二次診療といわゆる高度医療がある一方、動物種による診療体制も進みつつある。最近では、循環器専門、脳神経関係専門、消化器、呼吸器と専門分化が進みつつある。
- 獣医療について国家資格のパラメディカルが全くいないため、医師と違い、獣医師の負担が大きい。

(その他)

- 研究所や製薬会社における薬の安全性の検査部門で多くの獣医師が活躍しているが、これは他の国ではあまり見られない特徴である。
- 製薬会社に就職する獣医師も公務員同様半減している。

獣医師に求められる知識・技能、資質

(全ての職域で求められる知識・技能、資質)

- 国際的通用性や獣医師の任務の遂行、使命感・倫理観に関するというような言葉が多々出てくるが、基本的に獣医師の役割として一体何を求めているのか。何を教えるかということよりも、獣医師に何を求めるべきかを整理し、それを教えることが重要。
- 地方公共団体の職員である獣医師には、職域ごとに異なる知識・技能が必要とされ、それぞれについてプロフェッショナルであることが求められる。また、公務員としての基本的な資質を兼ね備えていることが大前提となる。
- 獣医師は現場での問題解決能力が求められるため、バックグラウンドとなる十分な知識・技術を持っていなくてはならない。
- 応用力というのは真理眼をつくるということであり、多くの情報から自分が必要なものを選ぶ能力が必要。
- 新しい学術動向を着実にとらえて教育の中に盛り込んでいくことが必要。
- 海外の規制も含め、政治や法律に関する知識が必要。

- 医学、歯学、畜産学、工学といった関連分野との連携も必要。

(産業動物診療獣医師について)

- 生産構造の変化に伴う生産性向上に向けた技術開発、家畜・畜産物の輸出入の増大、グローバル化に伴う防疫体制の強化への対応が求められる。
- 病性鑑定の実施については迅速な初動体制と的確な対応が求められるため、経験や判断力・専門的な技術が求められる。
- 畜産・家畜衛生に関する産業動物診療獣医師には、草地学、飼養学、遺伝学、経営学的な知識が求められる。
- 獣医師単独での業務だけでなく、あらゆる分野と連携し、専門的な知識を活用していくことが求められる。
- 厳しい環境下で仕事に携わるため、強靱な精神力が求められる。

(公衆衛生獣医師について)

- 行政では監視、指導、苦情処理、検査等の様々な業務に知識・技術を活かしていかなければならないため、大学で学んだ知識・技術を応用する力が必要。
- と畜検査では解剖病理、組織検査、精密検査、微生物学的・理化学的組織病理検査といった検査に関する知識と技術が必要。
- 食中毒をはじめとする食品衛生や感染症に関する知識が必要。
- ウィルス感染なのか食中毒なのか判断するため疫学的な知識が必要。
- 捕獲収容した動物の応急措置、飼養管理、健康管理という臨床関係の知識が必要。
- 動物の習性をよく知っていないといけないので、動物行動学の知識が必要である。
- 毒性学については極めて重要視している分野である一方、環境衛生については実際の行政分野では手を引きつつある。ただし、食物を介してくるダイオキシンなどについては、毒性学や食品衛生学で対応する。

(小動物診療獣医師について)

- 強靱な精神力に加えて、飼い主の気持ちが理解でき、メンタル的なケアのできる資質が求められる。
- 飼い主とコミュニケーションがとれることが必要であるとともに、優しさや思いやり、責任感、忍耐力が求められる。

教育内容

(総論)

- 100%必要な情報を学部教育の間に伝達することは不可能である。
- 大学教育では、各職域で獣医師を再教育しなくてもよい程度の基礎的な知識・技能を身に付ける必要がある。
- 卒業と同時に実務ができるような大学教育が必要。
- 獣医師は職域が非常に広く、様々な対応能力や解決能力を涵養していかなければ

ばならないことから、ある程度の幅広い分野にわたる教育も重要である。

- 獣医師は様々な職域があり、獣医師国家試験で問うもの以上に幅広い分野で活躍しているため、大学教育ではそれに応える内容の教育を行うべき。
- 学生による授業評価や卒業生への定期的なアンケート調査、諸外国の獣医学部との積極的交流などから得た情報を還元して改革につなげることが必要。
- 獣医学教育において何か求められているかということについては、大学関係者の中で議論されてきた成果として標準的なカリキュラムが作成されている。
- 各科目の中で何をどこまで教えるべきか、ミニмум・リクワイアメントをどこに設定するかということが問題。
- 国公立大学のそれぞれのミッションや特性の違いを明確にした上で、ミニмум・リクワイアメントとともにミッションに応じた教育の部分も考えなければ、全ての大学が同じスタイルを目指すことになり、全体として社会のニーズに応え切れないのではないかと。
- 職域ごとに何が求められているのかを担当教員がしっかりと見据えて、最新の情報を盛り込んだ教育をしなければならない。
- 人獣共通感染症や食の安全が叫ばれる中、これらについて十分な獣医学教育が行われているか疑問。
- 獣医学教育が6年制になったときのキャッチフレーズは、臨床教育と公衆衛生教育を充実させることであったが、この20年間で状況は悪くなっているということはいわざるを得ない。
- 獣医学教育は4年制から6年制教育になったが、間延びしただけのように感じる。
- 獣医学教育が6年制になったときに専門教育をきちんと教育できる教員が確保できなかったことが原因で、延長した時間を卒業論文で費すようになってしまった。これでは、年限を延ばしても教育の中身は決して充実をしない。
- 問題解決能力や対応能力等を涵養していくためには主体的な取り組みができる研究も必要となるので、卒業研究は必要である。
- 小委員会ですらまとめた教育内容は必要最小限と考えて、加えてコース制を設ける等して半年なり1年間つけ加えることも必要であると考えます。
- 一方では、資格試験のための最低限の知識レベルがあるが、加えて各大学が特色を出した教育をするための部分があるはず。学問は常に発展しているため、事細かく標準カリキュラムを作ってしまうと、かつてアメリカの工学教育と同じ過ちを犯すことになってしまう。
- 詳細な教育内容を定めるよりも、どこかで到達目標を設定して、それに向けていろいろな観点から教育するほうがわかりやすいのではないかと。大変な作業にはなと思うが、医学教育のモデル・コア・カリキュラムのように到達目標を設定し、「ある事柄についてきちんと説明できるようなところまで教える」とした方が、単位の実質化にも絡んでくる。

- 導入教育は、概論、法規、倫理があるが、法規に関してはある程度、教育がなされているが導入教育全体としては余り体系立った教育がなされていない。概論では獣医師の職域や役割、関係する国際機関についての教育が余りなされていない。また、倫理に関しては、ペットの安楽死や、地球環境保護に関する獣医師の役割についての教育というのが不十分で、社会の情勢を踏まえた獣医学を学生に学ばせる動機づけとなる導入教育自身に問題がある。この改善方策としては、導入教育の意義を明確化する、あるいは教育内容を統括するコーディネートをできる教員が必要であるということである。
- 基礎獣医学について、古典的な科目、例えば、解剖、生理、病理、薬理などについては、どの大学もおおむね講義形成では教育されている。一方、比較的新しい科目、例えば、動物行動学あるいは免疫学などは大学によって教育内容が不十分な大学があった。
- 応用分野について、基礎と同様に古典的な科目、例えば、微生物、寄生虫、家禽疾病、魚病などは概ね教育されているが、基礎系同様やはり新しい科目、あるいは高度化した科目、例えば野生動物、環境衛生、獣疫学などはやはり教育内容が不十分な大学がある。
- 臨床獣医学の講義は他の分野に比べて教育内容が不十分な点が多い。例えば、内科学総論、外科学総論、臨床繁殖学といった古典的な科目については概ね教育されているが、臨床薬理、動物行動治療、それから臨床栄養学、産業動物臨床学、臨床病理学等、基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目というところが、教育内容が多くの大学で不十分であった。
- 講義科目では基礎分野は充実しているが、応用分野、臨床分野は教育内容が不十分な科目が散見され、導入分野は不十分な科目が多い。
- 導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習については「専任教授数が比較的多い大学」と「専任教授数がやや少ない大学」の間で差が大きく、教育内容と教育体制の充実度は規模タイプとの相関が見られる。しかし、規模タイプ1の大学でも、すべての分野で充実しているというレベルにはまだ達してはいない。

(臨床教育)

- 大学教育では平準化した基本的な技術の習得や、完備された施設における高度医療技術の習得といったものが求められる。
- 小動物臨床教育は、まず大学教育があり、次に卒業後教育がある。大学における実務教育が十分でないため大部分が卒業後教育に偏っており、平準化した知識・技能が身に付かない。
- 卒業後の実務教育について、一部の人は大学に残って研究生や研修生として教育を受けるが、大学の教員は非常に多忙なため、研修生や研究生をマンツーマンで教えることは不可能である。
- 獣医学教育は農学教育の一部から医学教育の一部になりつつあることを認識しながら議論するべきである。卒業後の臨床実習の充実を考えれば、医学部のよう

に義務化する等の整理が必要。

- 欧米では最終学年にポリクリニック実習を中心とする臨床実習の履修が中心であるのに対して、日本では卒業論文作成に時間がとられていて、臨床実習が不十分である。
- 日本の臨床教育には海外の臨床実習と比べて、コースの選択肢や臨床科の多様性が乏しい。
- 臨床教育においては学生に生と死を体験させることが重要である。
- 獣医師法上、学生の診療行為の範囲については、大学の実習で用いられる動物は実験動物であるという考え方をとっており、実験動物については免許がなくても取り扱えることになっている。
- 学生であっても獣医師あるいは教官の監督の下、範囲を設ければ医行為を行えると思う。ただし、その際には畜主との関係で、事故が起こったときにどうするのか整理しておかなくてはならない。
- 法との関係で明確に最終的な結論が出ているわけではないが、学生にどんな条件のもとでどの程度の診療行為を行って頂けるか、それは運用でも可能なものがあるというふうに考えているので、今後検討していきたいと思っている。
- 実習では可能な限り複数種の患畜に触れる機会を設けることが必要である。
- 産業動物の臨床学では、群管理の教育ができてい大学とできていない大学に大きく分かれてしまっており、多くの大学では対象動物として牛以外の家畜が使われていないという問題が見受けられた。
- 実習科目は全分野を通して講義科目よりも教育内容が不十分であり、特に応用分野でその傾向が顕著である。
- 基礎分野で学んだ理論を実践につなげる臨床科目の充実が必要であり、また、応用分野における実習科目等、実務教育の充実が必要である。
- 基礎獣医学のうち、実習は講義科目に比較して内容が不十分であり、生化学、薬理、実験動物などが大学によっては不十分である。
- 応用分野のうち、寄生虫の実習以外の実習、例えば、環境衛生学の実習、動物衛生学実習、毒性学、それから獣医公衆衛生学実習、食品衛生学実習などは不十分であり、公衆衛生と特に社会的要求が高い分野の教育内容について問題がある。
- 臨床獣医学の講義は他の分野に比べて教育内容が不十分な点が多い。例えば、内科学総論、外科学総論、臨床繁殖学といった古典的な科目については概ね教育されているが、臨床薬理、動物行動治療、それから臨床栄養学、産業動物臨床学、臨床病理学等、基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目というところが、教育内容が多くの大学で不十分であった。
- 眼科学、歯科・口腔外科学、臨床腫瘍学といった高度技能の習得を目的とする科目は、専任教員数が比較的多い大学ではおおむね教育されているが、専任教員数がやや少ない大学では教育内容が不十分である。
- 放射線学実習については、評価の低い大学がほとんどで、獣医療法施行規制改正

に伴い、今後必要となる核になることがほとんど教育されていない。

(公衆衛生教育)

- 大学の公衆衛生の実習では自治体で行っているような理化学試験ができていない。大学の实習と地方自治体の検査のレベルに大きなギャップがある。
- 公衆衛生関係では地方自治体の機関のほうが大学よりも進んだ研究を行っている。
- 学生が公衆衛生に興味を持つような大学教育の改善が重要である。
- 大学における解剖学の教育内容のほとんどがイヌの解剖であるが、と畜検査で扱うのはブタ、反芻獣、ウマであり、現状とは乖離している。
- 応用分野のうち、寄生虫の実習以外の実習、例えば、環境衛生学の実習、動物衛生学実習、毒性学、それから獣医公衆衛生学実習、食品衛生学実習などは不十分であり、公衆衛生と特に社会的要求が高い分野の教育内容について問題がある。
- 公衆衛生関連の必修科目については教育内容の改善、あるいは実務に関する教育の充実が必要である。
- 公衆衛生関連の実習では、実際の現場の見学も必要だが、ト畜場とか食品加工場についていては衛生管理上の問題が厳しくなり、なかなか実施ができないという現状がある。関係機関と連携してその実施方法あるいは実施条件について検討することが必要。
- 公衆衛生では、ヒトに対してどれぐらいの被害があるかという観点がそれがそれぞれの科目の中に入っているということが重要。野生動物の疾病についても多くの科目に散らばっているが、それがヒトにどのように関与してくるのかという観点が、まさに公衆衛生の観点。よって公衆衛生の科目は総論が一つあればよいと思う。将来的には全ての科目において何らかの形でヒトとどのような関わりがあるかという観点到立って教えていただけることを期待したい。

(動物愛護・倫理)

- 飼主への対応や動物虐待などについて、獣医師に対する再教育が必要。
- 獣医師の社会的な責任や倫理観が教育の中でどれだけ伝達されているか不安を感じる。
- 獣医師としての社会的責務や獣医倫理を学校教育の場でしっかりと身に付けさせるべき。

教育方法

- 各職域で必要な専門知識や応用力を大学教育で身に付けさせ、実務ができる人材を育成するために、コース制を導入するべき。
- 4年までに基本的な教育は全て終了させ、5年では臨床や公衆衛生といった獣医師として必要な知識・技能を学び、6年では産業動物診療獣医師、小動物診療獣医師、公衆衛生獣医師、あるいは製薬会社や研究者といった、それぞれの職域ごとのエキスパートとなるために必要な教育を、本人の希望に応じた形で行うよ

- うにすれば、世の中の期待にもこたえられる獣医師を養成できるのではないか。
- 応用力を教育の中で修得させるためには、特に公衆衛生分野では、より実践的な内容や手法を用いて教育を行うことが有効。
 - 講義・実習において学生のモチベーションを高めていくということをが重要であり、PBLのような学生中心の授業を取り入れていく必要がある。
 - 諸外国における獣医学教育について、例えばコーネル大学の場合、最初の2年間は講義が中心であり、3年後半からローテーション形式の臨床実習が入ってくるが、何よりもPBLに多くの時間が割かれており、講義と実習とPBLの時間の割合は、3:4.5:6程度と非常にPBLが重要視されている。
 - 大学の立地により附属病院の患者や学用患者の種類や数が異なり、都市部の大学では小動物が多く、畜産県に位置している大学では産業動物の数が多い。そうした中で、畜産学や草地学といった獣医学以外の周辺の学問領域のための附属牧場等や農業共済、近接する大学との連携が重要である。
 - 大学以外のクリニックにおける実習や他の大学の臨床教育を単位化するというようなフレキシブルな臨床実習が必要。
 - 全ての大学が家畜共済と連携できるようになれば、産業動物の診療件数が増えて実習も充実してくるのではないか。
 - 学外での教育病院の活用やインターンシップは、学生の将来の産業動物分野への進路決定に大きな影響がある。
 - 学内で繁殖した犬を動物実験に使用しているケンブリッジ大学では動物福祉の関係者を配置している。動物愛護団体が反対するので実験動物が確保できないとあきらめるのではなく、学用患者を確保するために工夫をすることが重要。
 - 大学での実習では、遺体の供給がままならない状況である。それを仕方ないで済ませるのではなく、獣医師自身が関係者とのつながりの中で確保に努め、状況を改善していかなければいけない。
 - 基礎分野については教員の移動やIT技術を活用して行えるが、臨床実習等は実習が非常に多いため難しい。
 - 最短で教員数を確保して学生に効率よく教えるために、例えば導入教育に関しては役所の職員や愛護団体の長、補助犬の団体の長等に依頼して、どこかの拠点で集中講義で教育できれば、応用や実習に時間を使うことができるのではないか。
 - 15年ほど前に私の大学でも放送大学や通信衛生を使った遠隔教育システムが導入されたが、今はもうほこりをかぶっているのが現状である。獣医学は実学であるため、見たり触ったりすることが必要なため、遠隔教育には限界がある。
 - 現在のインターネットを使えば、比較的安いソフトで成果を出すことが可能になってきているので、全ての授業で動物に直接触らなければならないということはない。
 - 公衆衛生関連の実習では、実際の現場の見学も必要だが、ト畜場とか食品加工場についていては衛生管理上の問題が厳しくなり、なかなか実施がで

ないという現状がある。関係機関と連携してその実施方法あるいは実施条件について検討することが必要。

- 共通的な教育内容（コア・カリキュラム）の整備、共通テキストの作成等で教育内容の平準化が必要であり、実習のあり方や実施方法について検討する必要がある。
- 卒前教育と卒後教育の有機的な連携が必要。
- 実務実習にあたり、企業側になかなか受け入れて頂けないという事実があることについてはこと大学でそれだけの教育ができていないということであり、本当に反省しなければならない。
- 動物の命というものをどう見るのかという、しっかりした考えを持って現場に行かせるということが教育できていなければいけない。

教育研究体制

（総論）

- 日本の獣医学教育について、理念はほぼ構築できているが、理念を動かす組織、施設あるいは設備が不十分である。
- ここ10年で多くの新しいニーズが発生したにもかかわらず、ハードウェアそのものはほとんど変わっていない。
- 以前は各大学20名程であった獣医学科の教員数が、改善の結果、現在30名程になったが、まだまだ諸外国に比べると不十分であると感じている。
- 国立大学の教員1人当たりの学生数は諸外国と比べても遜色ないが、これを10に小分けをしてしまっているため、教員の絶対数が不足している。外科の研究室は2・3名体制がほとんどであるが、それでは総論から各論まで教育することは不可能。
- 一定数の教授・准教授がいないと専門的な教育を十分行えない。
- 今の教員数では国家試験のレベルの教育をクリアすることがやっとの状態。
- コース制の導入や専門の科目を設置しても、それに見合う専門性を持った教員がいるかという視点がなければ、教員数だけがが増えても教育は充実しない。
- まずカリキュラムをしっかりと決めて、そのカリキュラムの内容をきちんと教育できるような教員の在り方ということについても検討しなくてはならない。
- 必要とされる科目を専門性を持って担当できる教員をそれぞれの大学では用意できていないというのが現状。
- 小動物診療の領域でも、国立10大学の附属家畜病院は一部を除いて惨憺たる状況下の中で臨床教育がなされている。施設・設備はもちろんのこと、スタッフも足らず、専任教員が十分張りついていない。外科の担当する教員がメスをほとんど持ったことがないとか、画像診断の教授が画像診断が全く不得手であるといった状況が見られる。
- 臨床教育を改善させるためには、臨床教員数を増加させること、診療科を増や

して少なくともポリクリニックが可能な臨床教育を確立することが必要。また、医学病院並みにこのAHT（動物看護師）などの補助員を増やして臨床教員の研究時間を確保することも必要である。

- 日本と欧米の獣医学教育の教育体制で最も大きな相違点は、教育補助員及び研究補助員の有無であり、欧米では教員と同数近くの補助員が配置されている。
- 大学において教員の有機的な連携体制の確立が重要。
- 産業動物に関するクローン研究ができるような施設・設備・スタッフがいる大学はほとんどなく、地方の衛生試験所や家畜衛生保健所のほうが進んでいる。
- 公衆衛生分野ではリスクの高い病原体を使うことがあるが、大学には対応した設備がない。
- 現在の大学設置基準の必要教員数は現実から離れたものである。現状でも基準を上回る教員がいるが、それでも不足しているのであればどこまで必要なのか。もう一度この数を検証することは必要だろう。
- 標準的なカリキュラムができ上がれば、主要科目が指定できる。主要科目が指定できれば、主要科目は原則、准教授以上で講義すると大学設置基準で規定されているため、准教授以上の数が決まってくるだろう。さらに、獣医学教育は准教授以上だけで教育を行うこと無理であるため、私はその3倍程度の教員数が必要になってくる。そうすれば、おのずから必要な教員数は出てくるのではないか。
- どの分野でも人は足りないので、非常勤講師や資格のある人材を活用している。獣医学だけ教員が足りないという認識は納得できない。
- 基本的に傾向としては専任教員が比較的多い大学のほうが兼任教員に依存する単位数が少なく、すべての分野において教育内容・教育体制が充実している
- 学生教員比の高い大学は、特に実習科目において複数回に分けて実施するということになるので、教員にとって負担になっており、十分な教育、特に実習を行うのに適正な学生教員比を検討する必要がある。
- 産業動物患畜数がゼロから十数頭という非常に少ない大学がある。学生が産業動物に接触する機会を確保するということが必要。産業動物の患畜数の多い大学というのは、大学の立地環境等もあるが、卒業生の産業動物診療分野への就業割合が高く、相関があるといえる。産業動物の患畜数の少ない大学は、産業動物の患畜数の多い大学、あるいは近隣都道府県の農業団体等と連携することによって、学生が産業動物に触れる機会を確保するということが必要である。
- 教育内容、教育研究体制を充実するためには、学内の関係学科、関係他大学、学外の関係機関との連携協力を促進し、専門性を有する教員を確保するということが必要である。
- 公衆衛生の実務を学ぶ為には単に見るだけの見学ではなく、最低2週間程度の実務を経験すべきであり、これについては各自治体の協力を得ることは困難な問題ではないのではないか。1施設には1名程度、自治体数は全国で保健所のある市が136あるということで、関東地域に固まらないようにすべきことを考慮す

れば実際に可能と考える。

- 医学部では4年生から5年生に上がるときに、共用試験を行い、それに合格した者は5年、6年でベッドサイド教育や病院で診療をやることができるという制度ができています。その制度を獣医学教育にも取り入れるべきではないかと思っています。

(大学の在り方)

- カリキュラムについては、関係団体が作成した標準カリキュラムで良いと思うが、教員の絶対数が少ないため標準カリキュラムのような充実した教育ができない。最終目標はやはり大学再編ということしかないのではないかと思います。
- 大学のエゴや地域の事情というがあり、思うように再編統合は進まないが、個々の大学の自助努力のみで改善を行うことも無理だと思う。
- 平成16年の国立大学における獣医学教育に関する協議会において、獣医学教育の再編が必要であると言われており、それから5年間たっているので、そういう観点で見直しているのかという検証が必要ではないか。
- 長年の議論の中で、現在10校のある国立大学を3校か4校に分ければ、十分な教育を行う規模の教員数が確保でき、問題は一気に解決すると言われているが、様々な障害があり、十分な教育を実現するには、「基準の見直し」、「外部評価の実施」、「世論喚起」等が必要。
- 大学を統合する予算は国にはないので、まずは緩やかな統合ということで共同学部を作っていくことが重要。その上で構成大学ごとに特色を出せば魅力ある共同学部を作ることができる。
- 国公立大学は獣医学教育に必須の最低限の教員数を満たすため、複数の獣医学科が連携してカリキュラムを充実させる努力をすべきである。
- 共同学部を設置する際には、学部と大学院の在り方、入学試験の実施方法、学生や教員の移動方法が大きな問題になる。さらに、複数の大学が共同で学部を設置した際に、もともとあった大学の独自性をどのように発揮するかという点が次の問題になる。
- 共同学部の設置は、連合大学院の教訓を踏まえると、できれば1カ所に設置しなければ十分な機能はしないだろうと感じる。
- 獣医系の大学が非常に広域にわたっている中で、共同学部を実施した際には、学生や教員の移動、あるいは寮をつくる等、色々なことを考えなければならないが、それで教育効率が上がるのだろうか非常に悩ましい問題がある。
- 複数の大学が優位な教育資源を結集して連携を進めることが求められると書いているが、連携といってもいろんな連携の仕方がある。
- 連携を行うならば、学生に負担を与えない方法を考えなければいけない。
- 今回の学部教育充実という観点からは、もし短期的には足りない部分を互いに補うという方法があるとしても、長期的にはスケールメリットを活かしたスクラップ・ビルドがないと対応できないのではないかと思います。連携という言葉をもし

使うならきちんと定義して使わなければならない。

- 獣医学教育は学部教育を行わなければ整備充実と、それから社会と学生からの要求に応えられないのではないか。
- なぜ学部が必要なのかという根拠を示す必要がある。例えば医・歯・薬が6年制であり獣医も6年制であるにもかかわらず、医・歯・薬で学部の中の1学科でやっているところはないと思う。ないとすればそれはなぜなのか。なぜ獣医だけそれをやらなくてはという問題がある。
- 学部教育のために何をしたか、何が不足しているのか、改善するためには何が必要かという目安を示さなければならないのではないか。大学設置基準の見直しも含めて検討する必要があるのではないか。
- モデル・コア・カリキュラムとの対応の問題、それから専任教員数との問題、あるいは諸外国の獣医学教育の動向の問題など、あらゆるものを勘案した上で、獣医学部が農学部の中の1学科であるということが本当に教育のシステムとして重要なものなのかどうかということまで考えなくてはいけない。
- 各大学に関しては将来的な分野別第三者評価の実施を見据え、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成すること。学生・第三者に対して積極的にそれを公開して、教育状況の透明性を高める必要がある。
- 各大学は獣医師や獣医学教育に対する社会ニーズの高まりに対応していくためには、共通的な教育内容に加えて専門分野、職域別に特化した専修教育を大学の特色に応じて行う、アドバンスを付加して即戦力として社会の期待に応えられる獣医師を輩出することが期待される。

(教員養成・確保)

- 獣医学教育の研究者がほとんど枯渇している。講座制の崩れていく中で大学院生が減少している。
- 大学では専任教員が十分配置されていないため、大学内で知識・技能が伝承されず、普遍化で平準化された知識・技能を身に付けさせる教育が行われていない。平準化された教育を責任をもって行う教員体制の構築が必要。
- 公衆衛生分野は食品安全、感染症、疫学等、色々な分野を幅広く組み合わせた分野であるが、例えば食品安全にはリスク分析やレギュラトリーサイエンス、行政科学の考え方が必要である。ただ、食品安全は体系立った学問になっていないため研究者が育っていない。
- この数年間、各大学が自助努力で教員数を増やしたが、数値上は教員数は充実しても専門性を持った人材が確保できていない。募集をかけても適任者が集まらないのが現状である。特に臨床分野は、研究業績による評価と収入減が壁になり人材が集まらない。
- 手術例数や外来診療の件数による評価や、診療事例のケースレポートも業績の一つにカウントすることが必要であると考えるが、結局はどの大学も論文数だけで教員を採用しているという状況が今でも続いている。

- 臨床系教員は応募が少なく、応募があったとしても、専門分野を担当できる人材が集まらない。特に動物診療の臨床分野では関連する研究機関がないため、人材が不足しているのではないか。
- 公衆衛生の分野でも、研究機関や行政、民間から大学教員になる者は皆無で、臨床分野と同じように大きなハードルがある。任期付きでも良いので、外部講師や特任教授を活用しなければ必要な人材が確保できない。
- 公衆衛生行政獣医師の養成・確保については、保健所や研究機関が受け皿となって大学との連携を図らなければならない。
- 獣医学教育の教室や講座を増やすために、助手を教員に振り替えていった経緯があるが、助手や助教というのは教授の研究を助けながら教員としての訓練を積むシステムであると考えている。近年は後継者不足が問題視されており、後継者を育成し講座を継続させていくためには、どうしても各講座に3人は必要であるとする。
- 日本の大学は論文至上主義の業績評価を行っているため、どれだけ経験や実績があっても論文数の少なさで採用されない。農学部内に獣医学科がある限りこうした状況が続くのではないか。
- 教員を増やすだけでなく、教員の考え方が変わらなければ駄目だと思う。例えば、1大学3人程度を海外に5年間送り出すようにすれば大学はずいぶん変わる。今の大学の教員は出身者が7割から8割を占め人が動かないが、これでは改革は進まない。組織や人、獣医学に対する社会の考え方が変わらなければ、カリキュラムだけを変えても解決しない。
- 今後どのように専門性のある教員を確保するのかという課題に対しては、人材バンクの様な制度にするのか、どこかで人材確保するのか、専門家の教育をどこで行うのか等の議論も行わなければならない。
- 論文一辺倒での教員の資格審査には疑問が常につきまとう。だとすると、獣医学教育に携わる教員の資格要件について明文化することが必要になってくるのではないか。
- 今の大学のスタッフでは、統廃合したとしても教える内容がそんなに変わるとは思えない。実際に公衆衛生に携わっている外部教育スタッフを非常勤や特任教授という形でうまく使えないか検討していただきたい。インターンシップでも集中講義のような形でよいので、とにかく現場を見せて現場に携わらせることが、やはり一番効果がある。
- 公衆衛生に関しては範囲が広いにもかかわらず、教員数が非常に少ない。微生物や感染症の専門教員が担当していることが多く、特に環境衛生学、獣疫学の教育内容の不十分さが目立つ。
- 毒性、あるいは野生動物学、魚病学などの分野は専門性を持った教員が確保できていない大学が多く、特に専任教員がやや少ない大学ではそれが顕著であり社会ニーズの高い分野の教員の確保、教育内容の充実が必要

- 専任教員がやや少ない大学は、疾病の多様化・高度化に対応した科目の教育内容を充実させるため、専任教員の充実が必要である。また、実習科目の教育内容の充実ということで、実際に実習を担う専任教員、主として助教や講師の充実が必要である。
- 教育体制については、導入教育を除いてはおおむね専門性をもった教員が担当しているが、専任教員がやや少ない大学は専任教員 1 人当たりの担当単位数が多い。
- 専門家のいない授業科目を複数人で担当している科目というのがあるが、この場合教育内容に偏りがあって、全体的なバランスに欠けるというケースが多く、一方で、外部からの非常勤講師でも専門家による授業内容というものは、履修項目のバランスが良く教育体系が精査されているケースが多い。
- 臨床の一部では教員、主として准教授が不足している。特に、実習に関しては専任教員であっても専門分野の違いによって、専門分野を重点的に教育する一方、専門外の分野では実習項目の教育がなされていないといった大学もあり、教育内容に偏りがある。
- 大学内、大学間あるいは関係機関との連携・協力を促進し、専任、兼任にかかわらず専門性を有する教員を確保するということが必要である。
- 現場の専門の行政の人に来てもらい講義をしてもらうということは、重要な点と思う。
- 専門家が不足している分野においては今後、若手教員など確保していく必要があるとはいうが、獣医学のほとんどあらゆる分野で若手教員が不足している。

国際的通用性

- 獣医学教育はライセンス教育であり、グローバル化の中でどのような獣医学教育を進めていくかということが大きな課題。
- 議論の中で国際通用性の確保が論点にあがるが、獣医師に対する要求は国によって違うので、日本の要求や特徴を活かしながら議論をした方がよい。
- 6年制教育がスタートして二十数年を数えるが、獣医学教育の改善・充実が図られたとは言えない。特に欧米と比較して、実務教育はいずれの分野においても余りにも貧弱である。
- 欧米、特にアメリカではインターン制度があり、獣医学教育を修了した学生は、卒業と同時に応用能力を発揮して実務ができるような教育がなされている。
- 日本の獣医師は、社会に出てから再教育をしなければならない。欧米に留学させて国際的な技術と知識を身につけさせなければ、国際機関で働ける人材を養成できない状況である。
- OIEが獣医学教育の国際的な平準化に向けて進むことを表明しており、獣医学教育の基準はできるだけ高いところに設定することが望ましいと考えている。
- グローバル化を目指すというのは重要だが、我が国固有のデマンドに対応する

ことも重要である。

- 日本の獣医学教育はその成り立ちから、基礎分野が半分以上を占めているという海外と比べると異常な状況になっている。基礎分野が大事なことは理解した上で、臨床分野と公衆衛生分野が極めて弱い日本の状況をどうするのかを考えていきたい。
- 国際通用生を確保する上ではリベラル・アーツが重要な部分であるが、獣医学教育課程においても、獣医師や動物に関連した法規の不備や動物福祉といったアニマル・リベラル・アーツを充実させなくてはならない。実際は獣医系大学よりも動物看護学校や動物科学系の大学のほうがアニマル・リベラル・アーツに重きを置いているので、こうした学校との連携は、獣医学系大学にアニマル・リベラル・アーツの部分で国際通用生を確保する手段として有効であると考える。
- 国際的な貿易関係、動物検疫はいずれの国も獣医師が、国際獣疫事務局等のアニマル・ヘルス・コードに基づいて行っているため、学問的内容のみならず獣医師の資格としての国際通用性が必要とされている。
- コア・カリキュラム作成にあたってはこの秋に、OIEで獣医学教育の基準について検討する会が開催されるがそこで国際基準としてどんなものが入り入れられるのかも勘案する必要がある。
- 国際的通用性をどういうふうに定義をするのか、それは果たして英語ができることなのか、あるいは国際基準での研究体制の中ですんなり入っていける枠をつくるということを指すのか。その辺が見えてこなければ、カリキュラムをいじるだけでは非常に表面的なものになってしまうのではないか。
- アメリカなどでは専門大学院で教育をしているので、一般教養科目をきちんと単位を取らせ、それなりの成績をもって卒業できない学生は専門大学院に入れないという現状がある。ところが日本では一般教養科目での評価が非常に甘い。つまり学生の評価に対して何を求めるかということ、どの程度の厳しさをもってやるかということは、国際通用性に大きな影響を与えるのではないかと思う。

教育の質保証システム

- これからの大学教育は、入り口管理である学生確保と出口管理である進路指導が重要な課題である。
- 日本はアジアの獣医学のリーダーシップを果たす義務があるため、一日も早くアジアで通用するア kreditation システムを構築すべき。
- 獣医学教育の質の最低保障をどうするかというのが重要な問題である。我が国の獣医学教育の質の保障をどのように担保していくのか、獣医学教育をどのように向上させていくかという議論に絞ったほうが良い。
- 設置基準の教員数では十分でないという認識は共通の理解としてある。設置基準というのは最低基準であって実態とはかけ離れているため、設置基準の教員数を満たせばそれでよいとはならない。

- カリキュラムを検討する大前提として、基礎・臨床・応用という3本柱をベースに検討し、その中でコアの部分と各大学が選択できる部分に分けて考えということで進めていきたい。カリキュラムができた後に、それを教示するために必要な教員数や教員組織の規模の議論がある。そして、それを実現するためには、1つは大学設置基準の引き上げと外部評価の実施が有効である。カリキュラムができれば、それに沿った教育ができる組織なのかどうかを評価システムができるのではないかな。
- 現状を検証して分析し、どこに改善点があるのかを共通認識を持って改善していくことが重要である。私立大学間ではほぼ2年間隔で相互評価を行っており、現在は特に、動物病院の在り方と臨床教育についての検証を行っている。
相互評価を行うと痛み（他大学と比較して充実していない部分）があるが、獣医学教育を求める学生によりよい教育・研究環境を提供するためには、勇気を持って痛みを次の改善に結びつけていかなくてはならない。
- 評価を行うのは改善を行うことが目的であるため、私立大学間の相互評価のように全体がボトムアップしていけば良いが、国立大学は既に国立大学法人評価・認証評価を受けており、さらに外部評価も受けることになれば、「評価疲れ」を起こしてしまう。評価を受けて改善しなければ、在学生の履修単位が認められないとか、運営費交付金が減らされる等、もっとダイナミックに評価に対する目的・目標が設定されなければ、ただ労力が増えるだけになってしまう。
- 達成目標を設定した上で評価制度も導入すれば、基準をクリアできない大学が再編・統合を考えざるを得なくなるのではないかな。
- 質保証の観点から、本小委員会の検討を踏まえ、大学・関係学協会が中心となって共通的な教育内容を整理し、獣医学分野の質保証のあり方の具体的検討を行うことが必要である。
- 各大学に関しては将来的な分野別第三者評価の実施を見据え、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成すること。学生・第三者に対して積極的にそれを公開して、教育状況の透明性を高める必要がある。
- 学生の評価というものをどの水準でやっていくか、学生に何をどのレベルで求めていくかということに関しても、どの程度の厳しさを要求していくかということとある程度考えなければいけないのではないかな。

その他

- 世の中全てを満たせるという話はどこにもなく選択と集中が必要。国家試験に合格するための最低限の教育は必要だが、あとは大学ごとに特徴があってもよいのではないかな。
- 獣医師国家試験は診療と公衆衛生に必要な知識及び技能を問うことを主たる目的としている。大学教育は獣医師国家試験に左右されるという意見を聞くが、あくまでも獣医師国家試験は大学の卒業試験ではなく資格試験である。

- 大学教育をきちんと受けていれば、特別な対策をしなくても国家試験は合格できるはず。
- EUの獣医系大学は大半が国立大学であり国からの補助でまかなっているが、近年、競合的資金が増加している。また、獣医学の学位を持たなくても研究に長けた人材を招いて競合的資金を獲得している大学もある。アメリカでは、アニマルウェルフェアと関連した寄付金に頼っている大学もある。
- 欧米の愛護団体が莫大な資金を集め動物病院を設立できた背景には、企業寄附や個人寄附に対する税制の違いがある。寄附が促進されるような税金制度ができるとよい。
- 獣医学教育に限らず大学教育は、学生をどうやって集めるか、優秀な教員をどうやって集めるか、そしてお金をどうやって集めるかという3つがないと成り立たない。
- 獣医師のライセンスの中に限定ライセンスを設けて、小動物・大動物のライセンスや公衆衛生等の行政用のライセンスを設けることは考えられないか。全てを教育することが困難であるならば、教育範囲を限定して深く教えることはできないのか。
- 小委員会報告で、16大学の教育内容と教育体制の分析結果を出したが、あの分析結果で課題と指摘された事項を改善するためには何をしなければいけないのかを協力者会議として考えるべき。
- 「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ骨子案」に一番欠けているのは、タイムテーブルがないところ。ある程度の時間的な組み立てが必要。

「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ」 に向けて審議を深めるべき論点（案）

1. 獣医学教育を取り巻く新たな動向（前回第7回会議以降の動向）

(1) 国際的な獣医学教育の動向

国境を越えた動植物の輸出入・人の移動などの経済活動の活発化や、地球温暖化の進行等に伴い、新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大が懸念されている。

このため、国際獣疫事務局（OIE）は、平成21年10月にパリで世界の獣医系大学関係者や行政当局関係者を集めた会議を開催し、人・動物・環境の健康は一つに繋がっている「One World-One Health」の観点に基いた世界各国の獣医師の質の向上・確保が喫緊の課題であるとし、改善の方向性について提言している【資料5－1参照】。

具体的には、主に、

- ・ 国際的通用性のあるコアカリキュラム策定
- ・ 獣医学教育機関の教育プログラムにおける動物衛生、疫学、公衆衛生等の内容の充実
- ・ 獣医学教育機関における基礎科学分野の教育の充実
- ・ 獣医学教育機関の教育における、コミュニケーション、学際的な連携、チームワーキングの充実
- ・ 地方や産業動物医療の現場の獣医師の確保
- ・ 獣医学教育機関における実務家や現場に触れあう機会の拡大

などの必要性が提言されており、これらの動向を踏まえ、我が国の獣医学教育の在り方を検討する必要がある。

(2) 獣医療提供体制整備に関する新たな基本方針の検討

農林水産省においては、獣医療をめぐる情勢の変化に対応した適切な獣医療を計画的に整備していくため、おおよそ10年に一度、基本方針を策定・公表し、都道府県における獣医療提供整備に関する計画の策定を促している。

現在、第3次基本方針案が検討されているところであり、4月上旬にとりまとめ予定である。

現在検討中の第3次基本方針案は、主に、以下のような点を基本的な方向としている【資料5－2参照】。

- ・ 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について
（鳥インフルエンザやBSEの発生により安全で良質な畜産物の安定的な供給に関する国民の関心の高まり、最先端医療技術の導入など高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり、

緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保)

- ・ 基本方針の重要事項
- ・ 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保
(学生の誘引措置の充実、診療施設・機器の計画的な整備・配置等)
- ・ 小動物分野における獣医療の確保
(獣医師に対し高度な診療技術、最新の診断・治療技術の修得を促進等)
- ・ 獣医療に関する技術開発
(新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく学術研や技術開発を産学官が連携して推進)

また、第3次基本方針案の検討に当たって設置された4つのWGでは、主に、以下のような点が提言された。

- ・ 緊急の課題である産業動物獣医師の確保対策を早急に強化
(臨床実習の充実、修学資金制度の見直し、定着のための研修の充実等)
- ・ 公務員獣医師の確保対策を早急に強化
(都道府県等の家畜衛生行政、公衆衛生行政の体験実習の充実、修学資金制度の見直し、定着のための研修の充実等)
- ・ 小動物獣医師の質の確保
(学生が実践技術を修得できる臨床実習の充実等)
- ・ 新たな社会ニーズに対応した研究・技術開発の推進
(新興・再興感染症発症リスクに対応した研究の推進、「One Health」の考え方に基づく研究・技術開発のための国際機関等との連携強化、バイオメディカル分野の獣医師を育成するための大学・大学院教育の改善(高度な獣医学知識、語学力、自己表現力育成、国際共同研究、海外研修の推進等))

さらに、学生の臨床実習の充実のため、獣医学生に許容される獣医行為と実施条件についての基本的な考え方について明らかにするため、獣医事審議会計画部会にWGを設置し、検討が開始された【資料5-3参照】。

(3) 新成長戦略の策定

我が国の新成長戦略を、

- ・ 強みを活かす成長分野(環境・エネルギー、健康)、
- ・ フロンティアの開拓による成長分野(アジア、観光・地域活性化)、
- ・ 成長を支えるプラットフォーム(科学・技術、雇用・人材)

として、2020年までに達成すべき目標と、主な施策を中心に方向性を明確にし、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとするとされた【資料5－4参照】。

昨年12月に決定された基本方針において、獣医学教育にも大きく関係する事項は、以下のとおりである。

- ・ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
「日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進」
- ・ 観光・地域活性化戦略
「食の安全・安心確保」、
- ・ 科学・技術立国戦略
「科学・技術力による成長力の強化」（感染症対策などの人類共通の課題への対応）、
「研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化」

2. 前回第7回の主な意見を踏まえた検討

前回第7回（平成21年8月11日）においては、主に以下のような指摘があった。

○ これからの獣医師に求められる役割の明確化が必要

どのような獣医師を養成したいか見えない。何を教えるかよりも先に考えるべき。

○ 平成16年の「国立大学における獣医学教育に関する協議会」報告以降の取組の検証が必要

国立大学における獣医学教育の充実について検討した平成16年の協議会報告以降の大学等の取組を検証した上で、今後の獣医学教育の改善・充実方策を検討するべき。

【平成16年協議会報告の要点】

- ・ 大学間の連携協力
- ・ 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性
- ・ 附属家畜病院の機能の充実
- ・ 大学の取組成果の評価・検証

○ 教育内容に関する小委員会報告を踏まえた分析と対策の検討が必要

小委員会で分析した結果が何を意味し、引き出すのかを検討する必要がある。

上記の指摘は、獣医学教育を取り巻く新たな動向への対応を検討する際の視点としても重要であり、予め、整理しておく必要がある。

① これからの獣医師に求められる役割と資質能力

<論点案>

- これからの獣医師に求められる役割は、
- ・ 飼育動物に対する高度かつ広範な診療技術の提供と適確な保健衛生指導
 - ・ 食の安全性確保や感染症対策など国民の健康・生活の安全保障の確保
 - ・ 動物生理の知見を活かした新たなイノベーションの創出
- に寄与することが期待されているのではないか。

- 獣医師に求められる知識・技能がより高度かつ多様なものとなっている現状を踏まえると、これからの獣医学教育に期待される養成すべき資質能力は、
- ・ どの職域に進んでも最低限獣医師として共通して必要とされる基礎的な知識・技能、
 - ・ 自らが進んだ分野において即戦力で活躍できる実践的資質能力
- の双方が必要ではないか。

② 獣医系大学の改善の取組検証

<論点案>

- 国立大学における獣医学教育の充実について検討した平成16年の協議会報告（以下「平成16年協議会提言」という。）以降、各大学において、以下のように獣医学教育の充実に取り組んできた【資料6－1参照】。
- ・ 「大学間の連携協力」については、3大学において、総合臨床学実習などにおいて他大学学生の受け入れ事例はあるが、他の授業科目における連携はないなど、大学間連携が十分進んでいるという現状ではない。
 - ・ 「教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力」については、専任教員の確保に関し、例えば、ある大学においては、法人化のメリットを活かして、全学的な観点から組織体制を見直し、獣医学科に新たに10人の専任教員を配置するなどの取組を行った。一方、全学的な人員削減の観点から専任教員が減少した大学は2大学あり、専任教員の更なる充実は、単独の大学毎では、現在の運営費交付金の枠組みでは困難であるとの指摘も出ている。
 - ・ 「附属家畜病院の機能の充実」については、9大学において、診療施設や機器の高度化とともに、兼任教員や動物看護職など医療支援スタッフの充実などの取組が行われているが、専任教員は1、2名に留まり、依然として無給研修医で対応せざるを得ない大学が3大学あるなど、臨床実習の主たる場として十分な体制が整えられているとは言い難い。
- 以上を踏まえると、平成16年協議会提言に対し、各大学において獣医学教育の充実のための自主的な改善・充実の取組は一定程度なされており、全体的には評価すべきであるが、「大学間の連携協力」、「教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力」、「附属家畜病院の機能の充実」のいずれについても必ずしも十分とはいえない状況ではないか。

③ 教育内容に関する小委員会報告を踏まえた分析の検討

<論点案>

- 本協力者会議に設置された教育内容に関する小委員会（以下「小委員会」とする。）16大学における教育内容を、導入教育・基礎獣医学分野・応用獣医学分野・臨床獣医学分野の4つに分類した上で、シラバスを用いて比較・分析を行うとともに、教育研究体制について、履修すべき内容を担当する教員の専門性・職制・負担単位数に応じて分析を行った。
- 小委員会の分析の結果、明らかになった各分野毎の課題は、参考資料4のとおりであるが、整理すると、以下のような課題があるのではないか。

① 最低限共通的に教育すべき内容を十分に教育できていない大学がある

全ての獣医系大学において最低限共通的に実施する必要があると考えられる教育内容について、下記②から④のように多くの大学で十分に教育されていない内容があるとともに、組織学や生化学など、獣医系大学全体としては概ね教育されていても、一部の大学においては十分に教育できていない内容がある。

② 新たな分野への対応が十分に取れていない

獣医疫学や動物行動治療学など新たに必要性の高まった分野では、各大学とも専門教員の不足や共通テキストの未整備等から、教育内容・体制ともに課題がある。

③ 将来のキャリアと学びを関連付ける教育に課題がある

導入教育は、獣医師の職域や社会的役割、関連法規、獣医倫理等を扱い、学生への動機付けや当該大学での獣医学教育に対する理念を伝えるものであるが、各大学とも教育内容・体制に課題がある。

④ 獣医師として求められる実践的な力を育む教育に課題がある

基礎・応用・臨床の全分野を通じた実習科目や、応用分野や臨床分野の講義系科目の教育内容に課題があり、理論を実践に結びつける教育に課題がある。

⑤ 大学ごとの分析として獣医師養成課程の規模の小さい大学に課題が多い

専任教員の数が少ない獣医師養成課程の方が、専任教員の数が多い課程と比較して、全ての分野で教育内容、教育体制ともに課題がある。

④ 教育内容に関する小委員会報告の分析を踏まえた対策の検討

<論点案>

- 小委員会報告で明らかになった課題を解決するため、例えば、以下の基本的方向で、改善に取り組むことが必要ではないか。

① モデル・コア・カリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進

- 我が国の獣医学教育で目指すべき理念、目的を明確にし、すべての獣医系大学で共通して教育すべき到達目標・内容を整理したモデル・コア・カリキュラムを策定
- 各大学における教育内容・方法の一層の改善と、高学年を対象とした専門分野・職域別コースの設定など、大学の特徴を活かした獣医師が進む多様な職域に対応する専門職業人育成体制の構築

② 獣医学教育の質を確保する評価システムの構築

- モデル・コア・カリキュラムを踏まえた学生の学習成果に対する厳格な評価や自己点検・評価、情報公開の実施の促進
- 大学・関係学協会における分野別評価システムの構築に向けた取組の促進

③ 共同学部・学科の設置など大学間連携の推進による教育研究体制の充実

- 特色ある獣医学教育の展開のため、戦略的に、学内外と連携して、比較優位な教育研究資源を結集し、必要な教育研究体制の充実【資料6－2参照】
- 特に、単独の大学で、目指すべき教育内容・体制の充実が困難な場合には、教育課程の共同実施制度の積極的な活用により、共同学部・学科を設置してスケール・メリットを確保し、教育研究体制を充実

④ 臨床教育の充実に対応しうる附属家畜病院の充実

- 学生の臨床実習の充実と地域の獣医師のスキルアップ機能を担う中核的動物医療センターとして、附属家畜病院の臨床実習機能を向上

3. 新たなイノベーションを担う獣医師養成の在り方

(1) 我が国の獣医師養成の現状と課題

① 職域偏在の課題の深刻化

- 獣医師の担う職業領域については、変動はあるが大きな傾向としては、小動物診療獣医師として就職する獣医系大学（学部）の卒業生が増加傾向にある一方、進学がピーク時（平成9年）の7、8割程度に、医薬品等の効果検証・研究開発等に携わる企業への就職はピーク時（平成3年）の4割程度に留まっている。公務員獣医師についても長期的に減少傾向となっている。

また、活動獣医師の職域が分かる過去20年間の獣医師の届け出状況の推移においても、小動物診療獣医師の長期的増加傾向と、産業動物獣医師や公務員獣医師の長期的な減少傾向が見られる【資料6－3参照】。

- このため、新たな知見を生み出す大学、企業等で獣医学研究を担う人材や、一部の地域で顕在化している公衆衛生等を担う公務員獣医師、産業動物獣医師など国民の健康・生活を守る人材が不足しており、確保方策の充実が必要である。

② 新たな獣医科学の知見を生み出す人材基盤の相対的劣位

- また、国際的に見ても、獣医学部卒業生1人に対する人口比較では、日本の137千人に対し、欧州諸国（英独仏平均）は約101千人と、日本の1.3倍となっている。特に、獣医師のうち研究職が占める割合比較では、日本の5.8%に対し、欧州諸国（英独仏平均）は約8.7%と、日本の1.5倍となっており、我が国の新たな獣医科学の知見を生み出す人材基盤の相対的劣位が懸念される【資料6－4参照】。

③ 新たな獣医科学の知見が期待されるフロンティア分野

- 獣医師は、動物生理に知見があり、動物を遺伝子レベルから個体レベルまで「丸ごと」取り扱うことが出来るため、例えば、以下のよう
な分野での活躍が期待される。
(例) 感染症研究、革新的な医薬品開発、新たな機能性食品や高齢者や疾病者用食品の開発、食品の安全性審査 等

④ 教育研究の国際的な連携の進展

- 動物疾病の状況把握や対策等を検討するため、国際獣疫事務局（OIE）は、疾病全体・専門的事項に対するOIEや加盟国への助言を行うコラボレーティング・センター（36大学・研究所）や、疾病の種類毎に世界36ヶ国の187の大学・研究所をリファレンスラボとして指定

している【資料 6－5 参照】。

- 日本は、コラボレーティングセンターは 3 大学・研究所、リファレンスラボは 12 疾病 8 機関が指定されており、アジア指定機関のうち、前者については 100%、後者については約 57% を占め、アジアにおける主要な役割を果たしているが、米国等と比較すると少なく、国際研究拠点としての位置づけを強化出来るよう、研究人材育成が必要である。

⑤ 多分野連携の教育研究の充実が必要

- WHO レポート「獣医公衆衛生における将来の方向性」（2002 年）でも指摘されているとおり、獣医学の知見を有する公衆衛生の専門家には、(1) 動物由来の食・水が原因となる疾病、(2) 抗菌薬の効能・安全性研究、(3) 人獣共通感染症への対策を担うことが期待されているが、多くの国の保健当局では、獣医公衆衛生の知見を取り入れていない。医獣連携など多分野連携の取組の充実が必要である。

⑥ 我が国の獣医系大学院の現状

- 我が国の獣医系大学院への入学者数については、平成 18 年以降減少傾向であり、複数の大学院において大学院入学定員の充足率が 100% を割り込む傾向がある【資料 6－6、7 参照】。
- また、大学院博士課程修了者の就職動向については、助手・助教として大学で研究を継続する者の占める割合が一番多いものの、全体として減少傾向にある一方、企業に研究員等として就職する者の占める割合は、平成 16 年以降増加傾向にある。
- 獣医系大学においては、学部卒業者の 9 割以上が博士課程に進学せず就職する一方、今後一層、高度かつ多様な獣医学の知見の活用（防疫・衛生管理の知識、最先端医療技術など）が求められるなか、社会人の受入れのための取組が一部の大学院で進んでいる。
- また、高度かつ実践的な教育研究の観点から、大学以外の研究所等と連携した実践実習の取組や、製薬・食品・飼料系等の企業との共同研究の実施、共同特許の取得などに取り組んでいる大学院がある。
- 国際的な教育研究の取組としては、海外大学や研究機関に拠点設置による共同研究の実施や留学生の受け入れ、学生や若手研究者の海外派遣や、OIE や WHO 等の国際機関に研究協力等を行っている大学院がある。
- また多分野連携した取り組みとして、医学部、薬学部、農学部等と連携した教育プログラムの開発や、共同研究を進めている大学院がある。
- 以上のように、我が国の獣医系大学院については、教育研究の充実に

一定程度取り組んでいるものの、大学院進学者の減少傾向のなか、新たなイノベーションを担う獣医師を養成するためにも、更なる教育研究の充実が必要である。

① 獣医師に更に活躍が期待される分野における獣医師の役割・知識技能

<論点案>

今後、獣医師の活躍が期待される主な分野において、獣医師が担う役割・期待される知識技能については、具体的には、以下のようなものが考えられるのではないか。

(i) 感染症研究

- 新興感染症の約75%（132）が、人獣共通感染症（※）であり、その殆どが動物由来であることから、その予防、診断法の研究

※ OIE（国際獣疫事務局）の分析調査（2001）

- 感染症の病原がウイルスや微生物等であり、複数の動物を宿主として伝播することから、治療薬の探索・実用化試験、有効なワクチン開発

- 求められる知識技能は、生化学、分子生物学、生理学、病理、薬理学、毒性学、微生物学、実験動物学に対する比較生物学的な知識技能

(ii) 革新的医薬品開発

- 今後の創薬標的探索におけるゲノム、分子生物、病態動物、薬理、生化学を総合した薬効評価

- 安全性（毒性）試験においては、通常、標的組織・分子が不明であることから、実験動物を用いた網羅的検索

- 求められる知識技能は、生化学、分子生物学、生理学、病理、薬理学、毒性学、解剖学、微生物学、実験動物学に対する比較生物学的な知識技能

(ii) 新たな機能性食品や高齢者や疾病者用食品の開発

- 食品等の機能・効果研究、安全性（毒性）研究、動物飼育管理等

- 求められる知識技能は、生化学、分子生物学、生理学、病理、薬理学、毒性学、微生物学、解剖学、実験動物学に対する比較生物学的な知識技能

② 新たなイノベーションを担うために必要な知識技能を有する人材の確保方策について

＜論点案＞

- 新たなイノベーションを担いうる人材を確保するために必要な入学者確保策としては、どのような方策が考えられるか。
- 新たな役割を担うために必要な知識技能の育成には、どのような方策が有効か。
- 国際水準に対応しうる高度かつ実践的な教育研究の充実のためには、どのような方策が有効か。大学院教育において、特に取り組むべき点はあるか。
- インフルエンザ等新興・再興感染症対策のための技術や、「One Health」の新しい考え方に基づいた学術研究の進展を図るため、医学、薬学等の他分野との教育研究連携を促進する必要があるが、どのような方策が考えられるか。

(方策例)

- 優れた教育研究資源を構築して、学部・大学院教育を一貫して見通した研究者養成枠の設定促進
- 感染リスク分析やそのマネジメントができる公衆衛生学、環境衛生学や獣医疫学の専門家養成のためのコースワークの充実促進
- 地方公共団体と連携した公衆衛生、家畜衛生等の獣医師の高度研修カリキュラムの開発
- 例えば、感染症研究においては、発現場がアジア・アフリカ等の海外にフィールドがあるなどするため、海外留学・フィールド実習等を取り入れたカリキュラム充実を促進
- OIEやWHO等と連携協力しうるような、国際競争力のある卓越した獣医学教育研究拠点の充実
- 他領域・他専攻との共通科目の設定や主専攻・副専攻制や複合的履修に係る取組の充実促進
- 新興・再興感染症研究の教育研究ネットワークを形成する大学院に、アジアからの留学生を積極的に受入れ促進

国際獣疫事務局（OIE） 『より安全な世界のための獣医学教育の新展開』勧告

国境を越えた動植物の輸出入・人の移動などの経済活動の活発化や、地球温暖化の進行等に伴い、新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大が懸念されている。

このため、国際獣疫事務局（OIE）は、平成21年10月にパリで世界の獣医系大学関係者や行政当局関係者を集めた会議を開催し、人・動物・環境の健康は一つに繋がっているという「One World-One Health」の観点に基いた世界各国の獣医師の質の向上・確保が喫緊の課題とし、改善の方向性についての勧告を同年11月にとりまとめた。

具体的には、主に、以下の点について指摘されている。

- ・ 動物の健康、（人の）公衆衛生、環境衛生を一つにする新たな世界的な理念「One World-One Health」を実行すべきである。
- ・ OIE は、新たな疾病の脅威や社会的要請に対応するために必要とされる獣医師の基本的資質能力（キー・コンピテンシー）を含むコアカリキュラムのモデルについて、獣医学教育機関に対する勧告内容を進展させること。
- ・ 獣医学教育機関は、社会経済的便益に積極的に寄与する分野、具体的には、動物衛生、動物疫学、公衆衛生（人獣共通感染症、食品の安全性、食の安全保障）、生産と貿易、伴侶動物治療・スポーツ・娯楽動物・動物福祉などの社会的価値、生物学的多様性の確保などの分野の獣医師養成教育及び卒後教育のプログラムを、積極的に支援すること。
- ・ 獣医学教育機関は、獣医師が、科学的な知見の進展、世界的な進化、緊急的要請を理解できるよう、基礎科学分野の教育を維持・発展させること。
- ・ 獣医学教育機関は、獣医師がリスク解析（risk analysis）を含め、専門的問題の複雑さを平易な言葉で情報交換できるようにするため、モデルコアカリキュラムの中に、コミュニケーション、学際的な連携、チームワーキングなどを適切に組み込むこと。
- ・ 国、地方政府は、学生が、地方や産業動物医療の現場で、納得して働くことができるよう動機付けを促進し、国内の全ての地域の動物が、獣医療の提供体制下にあるようにすること。また、獣医学教育機関は、十分な数の獣医師が、地方においても、教育を受け、登用され、働くことができるようにすること。
- ・ 国又は地域の獣医療法定組織、又は OIE 基準に適合する相当組織は、獣医学教育機関の診断、評価を任されるべきであること。但し、高等教育機関や、研究評価のための、公的な国、地域レベルのアカレディテーション機関や、国際的な認証団体が既に存在している場合は除く。
- ・ OIE は、地域的バランスにも配慮しながら、獣医系大学長（学部長）の参加を得て、専門家会合を召集し、獣医師に対する今後の期待も考慮した獣医学教育に向けて、現時点の方向性を、世界視野で深く検証する。獣医学教育が、より必要な知識を身に付けた専門職を養成する方向に変わるような方向性や構造になるか否か検証しする。上記に言及された専門家会合は、コアカリキュラムのモデルのガイドラインの草案作成を行う。
- ・ 獣医学教育機関は、獣医師養成教育においては、経験ある実務者と触れあう機会を設けたり、患者とのやり取りも含めた通常の獣医療活動の中で教育のため、助言を得たり、同僚をサポートするための体制を構築すること。

より安全な世界のための獣医学教育の新展開
勧告文（全文仮訳）

【考慮事項】

1. 世界中の全ての国が、自国内、又は多国間のあらゆる水生及び陸生動物の疾病の発生に対して、広域調査（surveillance）・早期発見・早期対応が可能な動物福祉及び動物公衆衛生システムを構築し、維持するための能力を高める必要がある。
2. 新たな動物疾病の誕生や既存疾病の再興、国境を越えた動物疾病の脅威の高まり、環境変化の影響、物資の世界流通と人間の移動は、食の確保や安全、動物公衆衛生や動物福祉の分野における新たな社会的要請と共に、課題となっている。
3. 世界、地域、国家レベルでの新たな脅威と向き合い、新たな社会的ニーズに応えるために、獣医師の訓練が必要である。
4. 国際機関としての国際獣疫事務局（OIE）の使命は、「全世界における動物衛生と福祉の向上」である。
5. 獣医師養成教育や卒後教育プログラムは、全世界の動物衛生と福祉の向上のために、少なくとも、OIEで勧告された基本的な使命を達成することができるような獣医師を養成するため、必要に応じて、改善すべきである。
6. OIEで勧告されたような基本的なニーズに対応するために必要なコアな獣医学教育内容とは別に、地域や国の状況に応じた特別なニーズや要件については対応すべきである。
7. 「コアカリキュラムモデル」とは、世界中で必要とされ認知された基本的資質能力（キー・コンピテンシー）を獣医師が身に付けるために必要な基本的な知識技能を意味する。
8. 高い資質能力を有する獣医師や獣医療補助者が必要であるとともに、OIEは、OIE加盟国に対し、自国の獣医療の質を改善するように促す一環として、獣医師養成教育や卒後教育の問題に関与する。
9. この文書における獣医学教育機関（V E E）とは、高い質で獣医師養成を行う獣医学教育機関を意味する。獣医療補助者（パラメディカル）の養成を行う機関は、この文書では含まない。
10. 動物の健康、（人の）公衆衛生、環境衛生を一つにする新たな世界的な理念「One World-One Health」を実行すべきである。
11. 獣医学教育機関の教育内容や、要件、卒業者の資質能力については、同じ国、地域においてさえ、相違が存在する。
12. 獣医学教育の実施に当たっては、技術面、指導面での継続的な改善が必要である。
13. コミュニケーション能力、経営能力、リーダーシップのような力は、獣医師に更に必要な知識技能である。
14. 国と関係機関は、十分な質を有する獣医学教育を実現するため、協力して高いコストを手当することが必要である。例えば、獣医師養成教育や卒後教育のために必要な人的資源や有効なインフラを共有することなどが考えられる。
15. 獣医療サービスの質に関するOIEの基準、特に、VSB（獣医療行政機関）に関する陸生動物衛生規定第3章、2. 1 2 節の規定を踏まえる。

16. 現行の教育評価において適用したり、獣医養成教育や卒後教育の評価基準を確立するための手法として、OIEのPVS（各国の獣医療サービス評価）ツールを、一つの要素とする。
17. それぞれの地域や国毎に、獣医師の登録、ア kreditation、監視手続きは様々であり、VSB(獣医療行政機関)の組織に適用される法制についても異なっている。正規のVSB(獣医療行政機関)や同様の機関が存在しないこともある。
18. 獣医療専門職の地域融合が進み、国境を越えた移動が次々と起こっている。
19. OIEでリスト化された疾病や新興の病気に対する包括的な予防や制御において、しばしば、民間獣医師やその組織が十分に参画しない場合や、公私の獣医療関係者の連携が進んでいないことがある。

【「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」会議の参加者は、以下のとおり勧告する；】

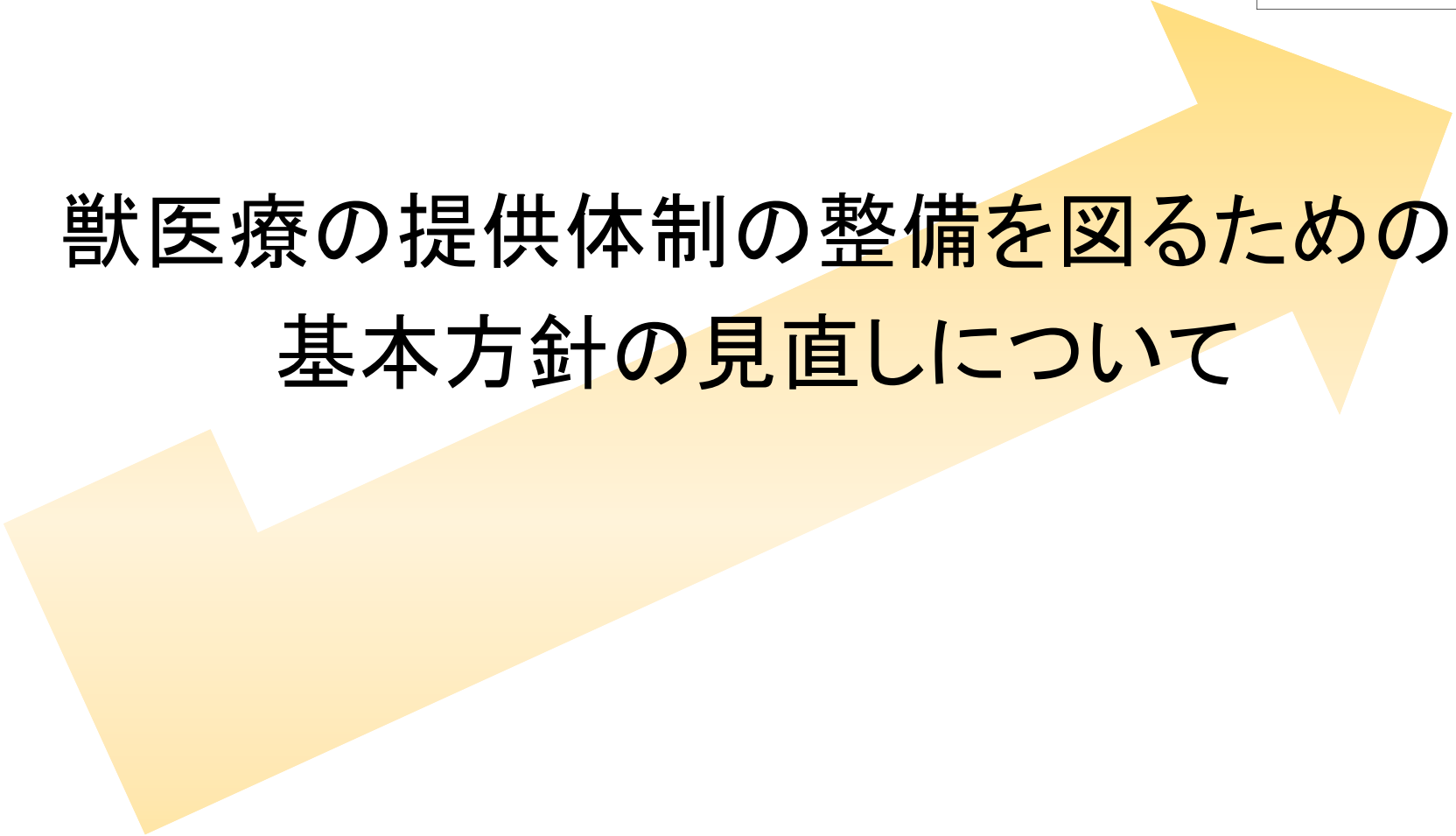
1. OIE は、OIE の陸生・水生動物衛生規約で規定された OIE や公共分野の政策事項の遂行や、新たな（疾病の）脅威や社会的要請に対応するために必要とされる獣医師の基本的資質能力（キー・コンピテンシー）を含むコアカリキュラムのモデルについて、獣医学教育機関（VEE）に対する勧告内容を進展させること。
2. 国内、地域的、国際的な獣医療専門機関は、OIE のガイドラインを活用しながら、自国の獣医療サービスを十分提供できるよう、獣医学を修めた獣医師の最低限の資質能力（minimum day-one competencies of a graduate veterinarian）について、勧告内容を進展させること。
3. 獣医学教育機関（VEE）は、OIE の勧告や、地域や国の特有の状況を考慮し、自国の獣医療サービスの提供を含めた OIE に求められた責務の遂行ができるよう、獣医学を修めた獣医師の最低限の資質能力を保証するコアカリキュラムのモデルを策定し、実施する。これ（コアカリキュラムのモデル）には、経営、獣医法規、基本的なマネジメントに関する知識を含む。これらの資質能力（コンピテンシー）は、特定事項に関する博識よりも、複雑な状況を分析し、適応する能力に焦点が当てられるべきである。
4. 世界獣医師連盟（World Veterinary Association）およびその他の獣医療団体は、OIE の協力を得て、どうしたら獣医師養成教育及び卒後教育のカリキュラムが、世界レベルで、OIE の勧告に対応して、公衆衛生、食の安全、越境性動物疾患の抑制・緩和のための安全措置として、社会の期待に沿うことができるかを検討する。
5. 獣医学教育機関は、社会経済的便益に積極的に寄与する分野、具体的には、動物衛生、動物疫学、公衆衛生（人獣共通感染症、食品の安全性、食の安全保障）、生産と貿易、伴侶動物治療・スポーツ・娯楽動物・動物福祉などの社会的価値、生物学的多様性の確保など、に関する分野の獣医師養成教育及び卒後教育のプログラムを、積極的に支援すること。
6. 獣医学教育機関は、獣医学を修了した獣医師が、科学的な知見の進展、世界的な進化、緊急的要請を理解できるよう、基礎科学分野の教育を維持・発展させること。
7. 獣医学教育機関は、公衆衛生や、食糧生産、生物多様性、環境衛生に影響を与えうる野生動物と水生動物の疾病や、これらの疾病の制御や動物分類学の理解を合わせる手段を、組み合わせて教育すること。

8. 獣医学教育機関は、獣医療治療薬やワクチンの適切な用法に関する獣医師への教育を強化すること。
9. 獣医学教育機関は、獣医師がリスク解析（risk analysis）を含め、専門的問題の複雑さを平易な言葉で情報交換できるようにするため、コアカリキュラムモデルの中に、コミュニケーション、学際的な連携、チームワーキングなどを適切に訓練に組み込むこと。
10. 獣医学教育機関は、獣医師養成教育及び卒業教育における遠隔教育の実施のため、新しいIT技術の活用を推進すること。
11. 獣医当局、他の国内、地域機関は、OIE 基準と 3R 原則に従い、生きた動物の福祉に係る適切な管理と獣医師の監督を条件に、研究、試験、教育において、生きた動物を継続的に活用できるよう、支援すること。

訳注：3R 原則（three Rs principle）は「Russel and Burch: The Principle of Humane Experimental Technique.」が動物実験における生命倫理の確立のため提唱した、代替法（Replacement）、縮小（Reduction）、精選（Refinement）の頭文字である。

12. 国、地域、地方政府は、学生が、地方や産業動物医療の現場で、納得して働くことができるよう動機付けを促進し、国内の全ての地域の動物が、獣医療の提供体制下にあるようにすること。また、獣医学教育機関は、十分な数の獣医師が、地方においても、教育を受け、登用され、働くことができるようにすること。
13. 先進国の獣医学教育機関は、発展途上国の獣医学教育機関を支援することの重要性を認識すること。関連する組織や援助資金供与者は、OIE ガイドラインに従ったプログラムに対して十分な資金援助するべきであること。
14. OIE、世界獣医師連盟（WVA）及びその他の国、地域、国際的な獣医療関連団体は、どのようにしたら獣医療活動の社会全体における重要性についての一般大衆の認識を改善出来るかを検討し、獣医師養成教育及び卒業教育が「世界の公益（Global Public Good）」として、もっと資金援助を受ける必要があることを、政府や国際的援助資金供与者に納得させること。
15. OIE は、現在の研究所間連携（twinning）の仕組みを広げ、先進国と発展途上国の間の獣医学教育機関と他の関係機関間の試験的な連携（twinning）プログラムのための勧告を検討すること。
16. 各国、地域、地方の獣医療当局は、獣医療組織の実績評価のための OIE 手法（PVS 手法）の基準を考慮した、各々の国の管轄権における獣医師の卒業教育を評価するプログラムの開発と実施を支援すること。
17. PVS 評価を既に実施した国の獣医当局は、早急に評価結果を考察するとともに、必要に応じて、課題を明らかにするためのギャップ分析（gap-analysis）の実施や、獣医法制の見直しなど、PVS 評価後の取り組みを実施する。それにより、OIE 基準や、各国の獣医療サービスの効果的な提供に必要とされる公衆衛生、食の安全性、越境性動物疾患、その他必要な要件を含めたコアカリキュラムのモデルに対応するようにする。
18. OIE は、既存の国及び国際的な獣医学教育の評価システム・手法を活用して、OIE の PVS 手法に類似したメカニズムの考案を検討する。それにより、特に公的な評価システムが現時点で適用されていない所における、適切な獣医師養成教育や卒業教育の基盤の上に、新規獣医師と専門獣医師双方の質の評価を行う一助となること。
19. PVS 評価を未だ実施していない国は、OIE コードの定義に対応した、獣医療法定組織（VSB: Veterinary statutory body）を早急に設置すること。

20. 獣医療法定組織は、獣医療組織の品質に関する OIE 基準、とくに、獣医療法定組織に係わる陸生動物衛生規約の第 3 章 2.12 項の規定を早急に満たすこと。
21. 国又は地域の獣医療法定組織、又は OIE 基準に適合する相当組織は、獣医学教育機関の診断、評価を任されるべきであること。但し、高等教育機関や、研究評価のための、公的な国、地域レベルのアクレディテーション機関や、国際的な認証団体が既に存在している場合は除く。
22. 獣医療法定組織は、高い品質水準の獣医学教育機関（例えば、認定されたアクレディテーション機関に適格認定されたプログラムや、OIE が推奨するコアカリキュラムのモデルに適合したプログラム）を卒業した獣医師のみを送り出すことによって、適格認定された獣医師によって提供される獣医療サービスの質を向上させるよう奨励すること。
23. 国、地域は、獣医療法定組織、又は OIE 基準に適合する相当組織、公的な国又は地域レベルのアクレディテーション機関間の連携を促進すること。これにより、プログラム評価を調和させ、獣医療サービスの地域統合や、獣医療専門家の流動性を高めること。
24. OIE は、該当組織がなければ、獣医療法定組織や、アクレディテーション機関に委任された諸機関の地域組織の創設を促すこと。これにより、先述の勧告第 18 項目に記述されたメカニズムになるべく適合した適格な外部監査を受けた地域レベルのアクレディテーションに対応した獣医学教育機関のリストを作成することが出来、当該獣医学教育機関の卒業生は、当該地域で獣医師登録や資格付与が可能となり、国境を超えた移動が可能となること。
25. OIE は、現在の研究所間連携（twinning）の仕組みを広げ、先進国と発展途上国の間の獣医療法定組織と他の関係機関間の試験的な連携（twinning）プログラムのための勧告を検討すること。
26. OIE は、地域的バランスにも配慮しながら、獣医系大学長（学部長）の参加を得て、専門家会合を召集し、獣医師に対する今後の期待も考慮した獣医学教育に向けて、現時点の方向性を、世界視野で深く検証する。獣医学教育が、より必要な知識を身に付けた専門職を養成する方向に変わるような方向性や構造になるか否か検証する。上記に言及された専門家会合は、先述の勧告第 1 項目に記載された（コアカリキュラムのモデルの）ガイドラインの草案作成を行い、勧告第 3 項目（獣医学教育機関におけるコアカリキュラムモデルの策定・実施）、第 4 項目（世界獣医師連盟等によるカリキュラム検討）、第 14 項目（獣医師養成教育及び卒後教育が「世界の公益（Global Public Good）」との広報強化）、第 16 項目（各国等における卒後教育評価支援）に関する OIE が行う支援に貢献すること。
27. 獣医学教育機関は、獣医師養成教育においては、経験ある実務者と触れあう機会を設けたり、患者との遣り取りも含めた通常の獣医療活動の中で教育のため、助言を得たり、同僚をサポートするための体制を構築すること。
28. OIE は、獣医療当局、獣医学教育機関、他相当する組織は、援助資金供与者と連携し、獣医学教育が認知された実証科学に発展し、特に、世界レベルで獣医療の社会に対する貢献度を見極め、測定する手法を確立すること。

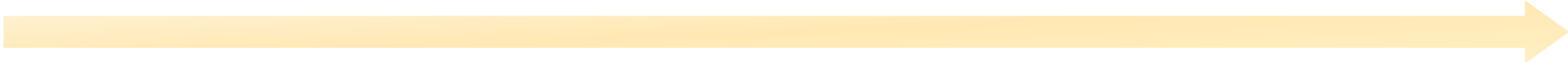


獣医療の提供体制の整備を図るための 基本方針の見直しについて

平成22年2月22日

獣医事審議会事務局

目 次



1 獣医療の提供体制の整備を図るための基本方針について

- ① 基本方針について
- ② 現在の基本方針について

2 次期基本方針策定に向けた検討について

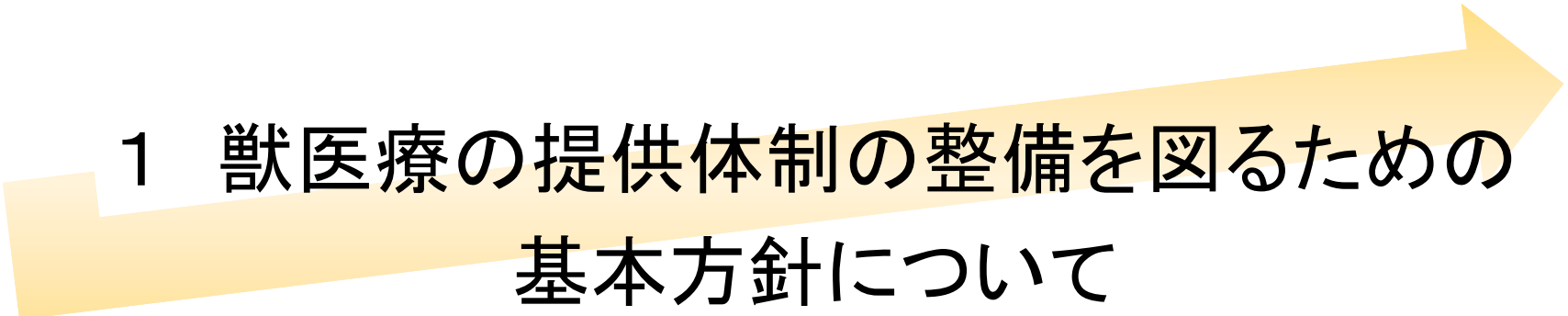
- ① 獣医事審議会計画部会におけるこれまでの審議
- ② 次期基本方針に盛り込むべき事項の検討
- ③ WG報告書の概要ワーキンググループ報告書の概要

3 次期基本方針(案)について

- ① 基本方針の見直しのポイント
- ② 新たな基本方針(案)について

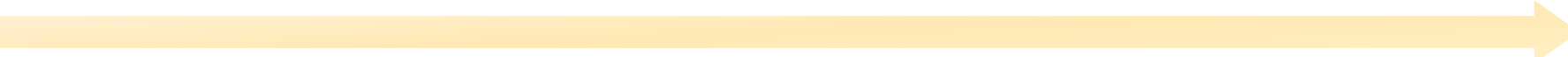
(参考)

- 農林水産省の獣医療体制の整備の推進



1 獣医療の提供体制の整備を図るための 基本方針について

1－① 基本方針について



○ 国は、獣医療をめぐる情勢の変化に対応した適切な獣医療の提供体制を計画的に整備していくため、基本方針を策定・公表【獣医療法第10条】

① 獣医療の提供に関する基本的な方向

② 都道府県が計画を策定するための考え方

- ・ 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定
- ・ 獣医療提供体制の整備が必要な地域の設定
- ・ 診療施設等の連携についての基本的な考え方
- ・ 獣医療の技術向上のための計画的な研修の実施
- ・ その他重要な事項

○ 都道府県は、基本方針に即した都道府県計画において獣医師の確保等に関する地域の目標を定め、この目標に向けた関係者の努力を促進

【獣医療法第11条】

1－② 現在の基本方針について

○ 現在の基本方針は平成12年12月に公表

① 獣医療の提供に関する基本的な方向

- ・ 産業動物獣医師の確保、診療施設の整備
- ・ 口蹄疫の国内発生を契機に疫学を基礎とした防疫体制の整備
- ・ 緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立

② 都道府県が計画を策定するための考え方

- ・ 産業動物獣医師の確保目標、整備が必要な地域の設定
- ・ 組織的な家畜防疫体制の確立のための診療施設の連携
- ・ 卒後研修への計画的な参加の促進

○ 現在の基本方針の目標年度

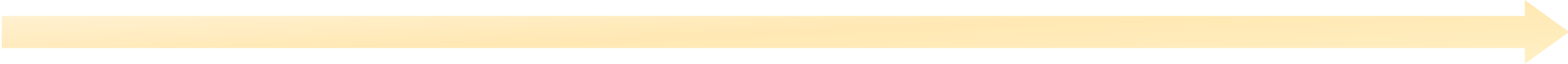
農林水産大臣が定める目標年度は平成22年度

【平成12年 農林水産省告示第1596号】



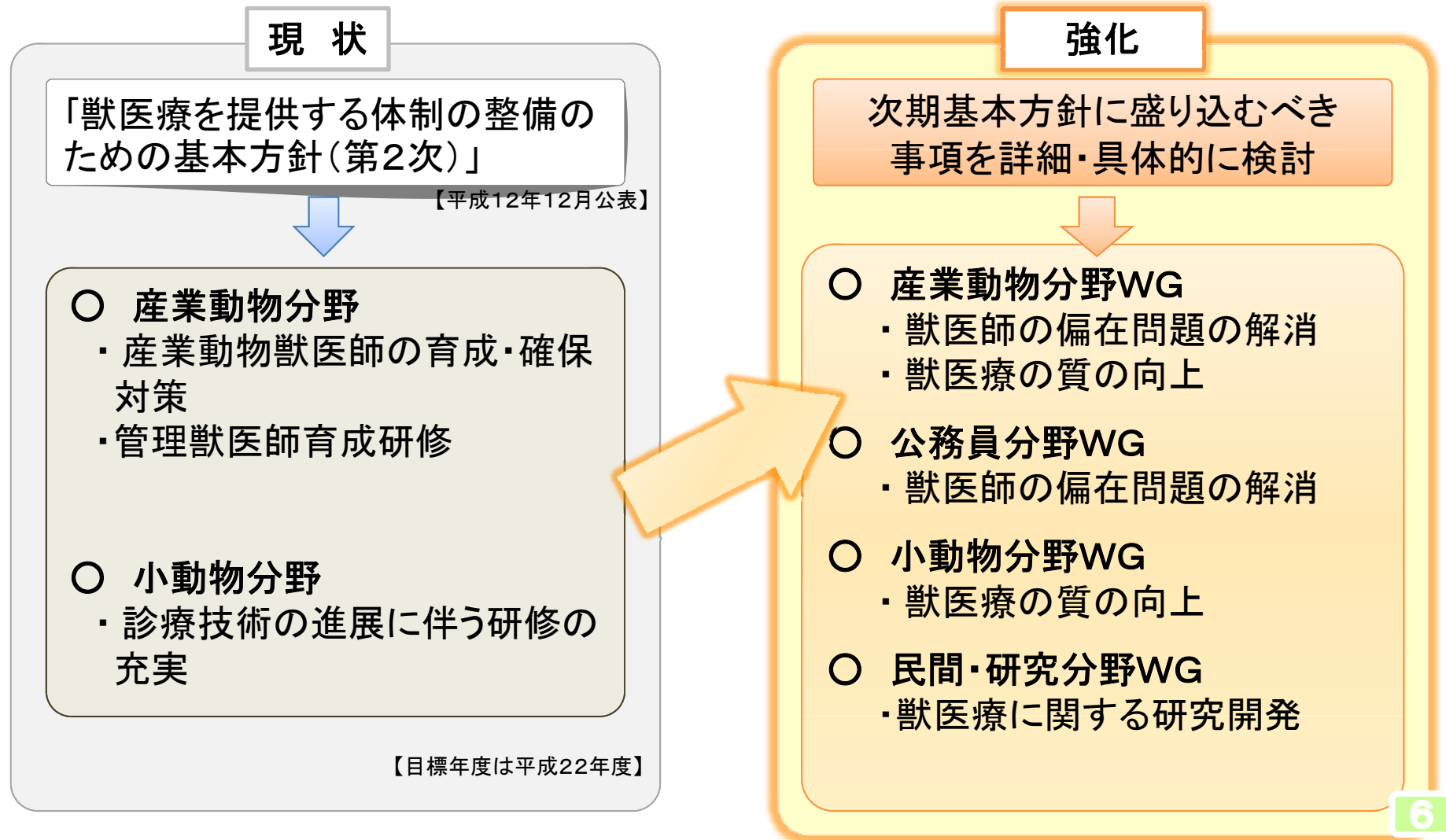
2 基本方針の見直しに向けた検討

2-① 獣医事審議会計画部会における審議について



- 平成20年12月2日 獣医事審議会計画部会
 - ・ 現行の基本方針について検証
- 平成21年2月24日 獣医事審議会計画部会
 - ・ 獣医療提供のための体制整備に向けた取組
 - ・ 獣医大学卒業生の就業先調査
 - ・ ワーキンググループの設置
- 平成21年4月～8月 ワーキンググループ(産業動物分野、公務員分野、小動物分野及び民間・研究分野)(各3回開催)
- 10月9日 獣医事審議会計画部会
 - ・ ワーキンググループからの報告
 - ・ 基本方針の骨子案についての検討

2-② 次期基本方針に盛り込むべき事項の検討



2-③ WG報告書の概要 (Part 1)

産業動物分野WG

- ① 学生に対する臨床実習の充実、修学資金制度の活用による産業動物獣医師の確保
- ② 新規獣医師に対する卒後研修の充実による産業動物分野への定着
- ③ 専門性の高い卒後研修の実施による生産者が求める付加価値の高い獣医療の提供

【早急に取り組むべき課題】

- 緊急の課題である産業動物獣医師の確保対策を早急に強化
 - ・学生に対する臨床実習の充実、修学資金制度の見直し
 - ・新規獣医師の育成・定着のための研修の充実
- 生産者が求める付加価値の高い獣医療技術の提供による処遇改善
 - ・管理獣医師育成のための研修の充実
 - ・高度・専門獣医療技術の修得のための研修の充実
 - ・中山間地域への往診負担を考慮した新たな公的助成等の構築の検討

【中長期的視点で計画的に取り組むべき課題】

- 産業動物診療に魅力を持たせる取組
 - ・獣医師の専門性を活かす研究機関との共同研究の推進
 - ・傷病、出産・育児に対応した診療体制の整備
- 他分野専門職との連携・協力の強化の推進
 - ・獣医師、他分野専門職、生産者の連携・協力のあり方について検討

【その他留意事項】

- ・都道府県計画の早期策定、施設整備の推進
- ・大学教育の充実、国民の理解醸成、食品の安全性向上のための生産者に対する研修の充実

2-③ WG報告書の概要 (Part 2)

公務員分野WG

- ① 学生に対する体験実習の実施と修学資金制度の活用による公務員獣医師の確保
- ② 離職・休職中の獣医師を活用するための復職研修等の実施
- ③ 夜間・休日診療体制の整備や獣医師不足地域の解消に向けた取組の推進

【早急に取り組むべき課題】

- 公務員獣医師の確保対策を早急に強化
 - ・学生に対する都道府県の家畜衛生行政、公衆衛生行政の体験実習の充実、修学資金制度の見直し
 - ・新規獣医師の育成・定着のための研修の充実
 - ・離職・休職中の獣医師に対する復職研修の実施、全国規模の就業紹介システムの構築

【中長期的視点で計画的に取り組むべき課題】

- 公務員獣医師の業務に魅力を持たせる取組
 - ・獣医師の専門性を活かす研究機関との共同研究の推進
 - ・女性獣医師に配慮した職場環境の整備
 - ・傷病、出産・育児に対応した業務体制の整備
- 他分野専門職との連携・協力の強化の推進
 - ・獣医師、他分野専門職の連携・協力のあり方について検討

【その他留意事項】

- ・公衆衛生行政、動物愛護・福祉行政、小動物獣医療も積極的に考慮した都道府県計画の早期策定
- ・大学における公務員職務に関する教育の充実、公務員獣医師に対する国民の理解醸成

2-③ WG報告書の概要 (Part 3)

小動物分野WG

- ① 大学教育における臨床実習の充実による小動物獣医師の質の確保
- ② 高度化する獣医療技術に対応するための研修の充実
- ③ 動物看護職の統一資格化に向けた検討

【早急に取り組むべき課題】

- 小動物獣医療の質の確保
 - ・学生が実践技術を修得できる臨床実習の充実
 - ・最新技術・法規知識を修得する研修の充実
 - ・専門医の育成と診療体制の整備
 - ・相談窓口の明確化、監視指導の実施
- 動物看護職等他分野専門職との連携強化
 - ・獣医師、他分野専門食との連携・協力のあり方について検討
- 小動物獣医師の公益性に関する理解醸成
 - ・人獣共通感染症に関する行政窓口の明確化、夜間・休日診療体制の充実
 - ・社会貢献への取組の拡充

【中長期的視点で計画的に取り組むべき課題】

- 高度獣医療に対応した研修の実施
 - ・研修内容や適切な機関の検討
- 動物看護職に必要な知識・技術水準の検討
 - ・動物看護職の将来的な統一資格化に向け、必要な教育内容や教育体制について関係団体が中心となって検討

【その他留意事項】

- ・離島・中山間地域の無獣医師地域での獣医療提供体制の充実
- ・獣医療情報提供の指針作成
- ・動物用医薬品の適切な使用の促進

2-③ WG報告書の概要 (Part 4)

民間・研究分野WG

- ① 新興・再興感染症対策等の新たな社会ニーズに対応した研究・技術開発の推進
- ② 新たな研究・技術開発のための人材育成の強化
- ③ 産学官が連携した研究の推進

【取り組むべき課題】

- 新たな社会的ニーズに対応した研究・技術開発の推進
 - ・グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染抄発生リスクに対応した研究の推進
 - ・「One Health」の考え方に基づく研究・技術開発のための国際機関等との連携強化
- 民間・研究分野における専門性の高い獣医師の育成の推進
 - ・バイオメディカル分野の獣医師を育成するための大学教育の改善や研修実施の検討
 - ・高度な獣医学知識、語学力、自己表現力を兼ね備えた獣医師を育成するための大学教育や研修の充実、国際共同研究、研究者の国際交流、海外研修の推進
 - ・野生動物分野の獣医師を育成するための大学教育の充実や研修実施の検討
- 産学官が連携した研究の推進
 - ・新たな社会的ニーズに適切に対応した研究開発のための産学官の連携の強化
 - ・民間・研究分野の貢献に対する国民の理解醸成

2-③ WG報告書の概要 (Part 5)

- 安全で良質な畜産物の安定供給に関する国民の関心の高まりと、獣医師の貢献への期待
- 動物の飼育者から高度な獣医療技術の提供に対する要請の高まり
- 今後不足が予測されている産業動物獣医師等の確保

次期基本方針

都道府県計画

- ①都道府県計画の策定
- ②地域獣医療の連携強化

獣医師確保対策の強化 (数の確保)

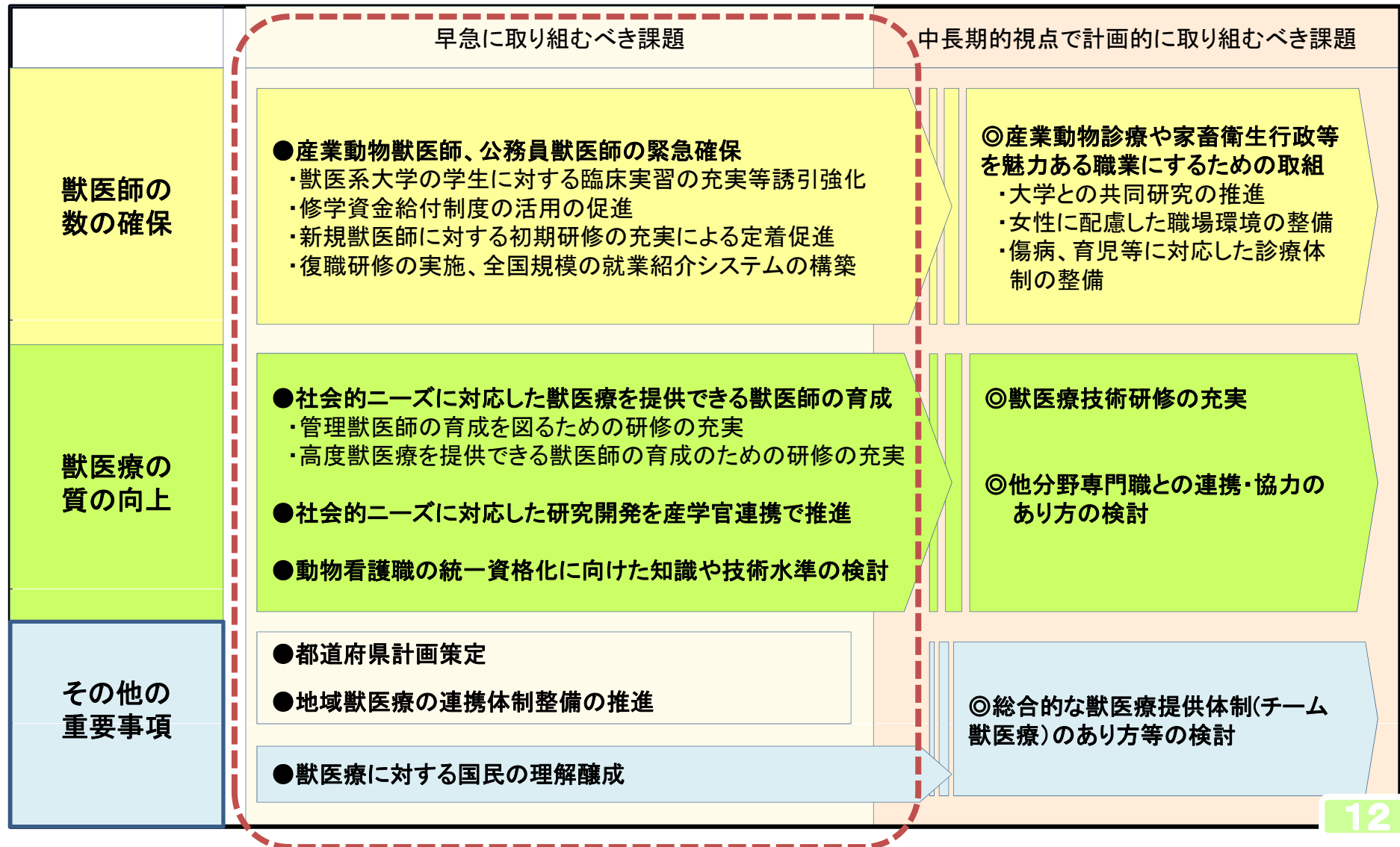
- ③学生の臨床実習等の充実
- ④修学資金給付の見直し
- ⑤新規獣医師の初期研修の充実



獣医療技術の向上 (質の向上)

- ⑥管理獣医師の育成促進
- ⑦高度獣医療研修の充実
- ⑧他分野専門職との連携の検討

2-③ WG報告書の概要 (Part 6)





3 新たな基本方針(案)

3-① 基本方針の見直しのポイント

《基本的考え方》

- ◎ 産業動物獣医師及び都道府県獣医師の確保措置を強化する
- ◎ 社会的ニーズに対応した獣医療技術が提供できる獣医師を養成・確保する
- ◎ 高度な獣医療を提供するための獣医療関係者との連携・協力を強化する

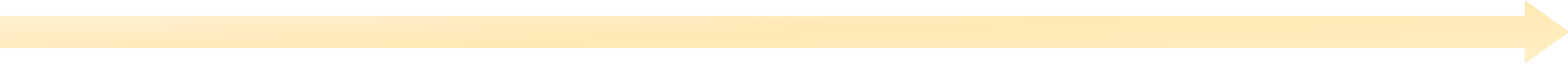
○ 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

- ① 産業動物獣医師及び都道府県の公務員獣医師の確保措置を強化
- ② 診療施設の整備及び獣医療関連施設の連携を強化
- ③ 研修を充実して、集団管理衛生技術や高度診療技術等の修得を促進

○ 小動物分野における獣医療の確保

- ① 研修を充実して、高度診療技術等の修得を促進
- ② 動物看護職の将来的な統一資格化に向けた議論を支援
- ③ 飼育者に対する保健衛生指導の充実、獣医療相談窓口の明確化

3－② 新たな基本方針(案)について (Part 1)



第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について

(1) 食の生産現場における獣医師の役割

安全で良質な畜産物の安定的な供給に関する国民の関心の高まりや畜産業の生産規模の拡大の進展に伴う集団管理衛生に対する要請

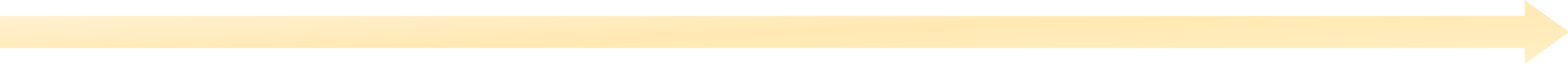
(2) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

小動物分野を中心とした最先端医療技術の獣医療現場への導入に伴い、獣医師と獣医療に携わる関係者との連携の必要性

(3) 緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保

獣医療の不足が見込まれる産業動物分野等における一層の獣医療提供体制の整備の強化の必要性

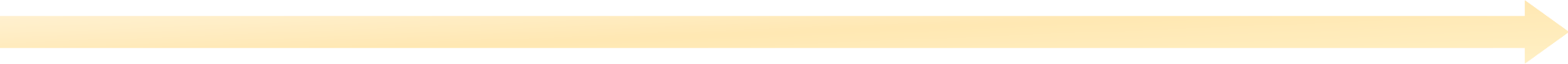
3－② 新たな基本方針(案)について (Part 2)



2 基本方針の重要事項

- (1) 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の取組状況を定期的に検証するとともに、関係者に対する指導助言、その他の援助の実施に努力
- (2) 今次基本方針の策定に当たっては、特に以下の点に留意
 - ① 社会的ニーズに対応した獣医療を提供できる獣医師の育成を推進
 - ② 良質かつ適切な獣医療を提供していくための獣医師と獣医療に携わる関係者との連携・協力を推進
 - ③ 獣医師の偏在等で不足が予測されている分野の獣医師の確保対策を強化

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 3)



3 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

(1) 産業動物獣医師及び都道府県獣医師の確保のための措置

学生を産業動物分野等へ誘引する措置の充実、労働をめぐる環境の改善

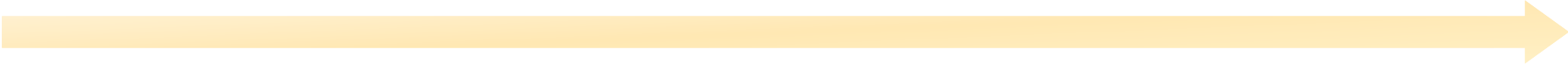
(2) 診療施設の整備及び獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

診療施設・診療機器の計画的な整備・配置、相互機能・業務の連携等の促進

(3) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

- ① 新規獣医師の実践的診療技術、法令、食品の安全性に対する理解醸成を促進
- ② 管理獣医師の養成のため集団管理衛生技術等の修得を促進
- ③ 緊急時の防疫指導に係る知識、高度な診療技術等の修得を促進

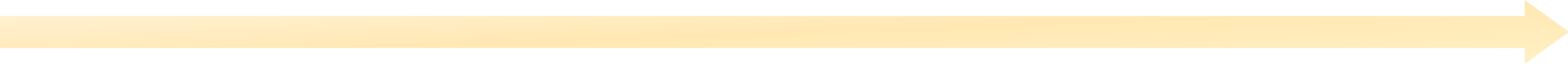
3－② 新たな基本方針(案)について (Part 4)



4 小動物分野における獣医療の確保

- (1) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備
 - ① 新規獣医師の診療技術、飼育者とのコミュニケーション能力、法令の理解醸成を促進
 - ② 高度な診療技術、最新の診断・治療技術の修得を促進
- (2) 動物看護職の地位や身分の確立を図るため、まず、将来的な統一資格化に向け、動物看護職の技能・知識の高位平準化の検討を促進
- (3) 小動物飼育者に対する保健衛生指導の充実の促進と、小動物獣医療に対する監視指導体制の整備及び獣医療相談窓口を明確化
- (4) 一次診療施設と二次診療施設の連携・協力等に関する合意形成を促進

3－② 新たな基本方針(案)について (Part 5)



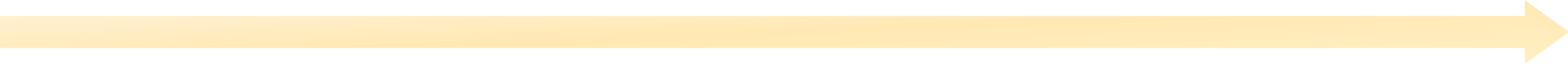
5 獣医療に関する技術の向上

新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく学術研究や技術開発について産学官が連携して推進。

6 その他重要な事項

- (1) 飼育者に対し、家畜衛生や食品の安全性の向上、感染症予防等に関する啓発
- (2) 夜間、休日における診療体制の整備についての合意形成と広報活動を促進
- (3) 獣医療の果たす役割について国民の理解を増進

3－② 新たな基本方針(案)について (Part 6)



第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

1 診療施設の整備に関する目標

個々の診療施設の機能の向上を図るとともに、診療技術の高度化の進展や診療提供形態の多様化に対する飼育者のニーズの動向、獣医療の需給状況等を勘案し、疾病予防、治療から集団管理衛生技術まで包括な獣医療が提供できる体制を確立。

2 獣医師の確保に関する目標

産業動物獣医師について設定し、目標年度における畜種ごとの飼養頭数等を獣医師1人当たりの年間診療可能頭数で除して得られた数として、獣医師の年齢構成、新規参入状況、畜産農家の分布状況、診療施設等の整備状況、管理獣医師の養成状況、診療体制の整備状況等を勘案。

3－② 新たな基本方針(案)について (Part 7)

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

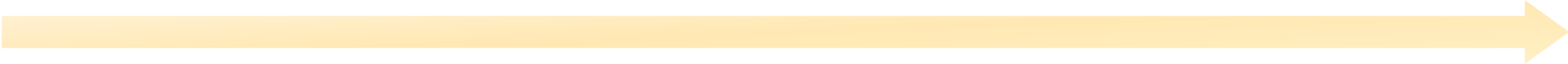
診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するため計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、将来にわたり産業としての畜産の振興が見込まれる地域、または地域獣医療の公益性が考慮される地域を対象とする。

第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携

獣医療を提供する体制の整備が必要な地域について、相互の機能並びに業務の連携を行う施設の内容及びその方針を定める。

- ① 家畜保健衛生所と診療獣医師が一体となった組織的な家畜防疫体制を確立
- ② 診療施設・診療機器の効率的利用
- ③ 検査成績等の獣医療情報等の提供システムの整備
- ④ 特殊な検技術を提供するための衛生検査機関との業務の連携
- ⑤ 診療効率の低い地域に対する診療の提供体制の整備
- ⑥ 新たな社会的ニーズに対応した産学官が連携した研究開発の推進

3－② 新たな基本方針(案)について (Part 8)



第5 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

地域の実情に応じ、研修への計画的な参加を推進する等、獣医療に関する技術の向上に関する事項を定める。

① 臨床研修

- ・ 新規獣医師の実際的技術、法令、食品のリスク管理等に関する最新の知識・技術の修得を促進
- ・ 公務員獣医師の家畜衛生、公衆衛生等行政に必要な知識・技術の修得を促進

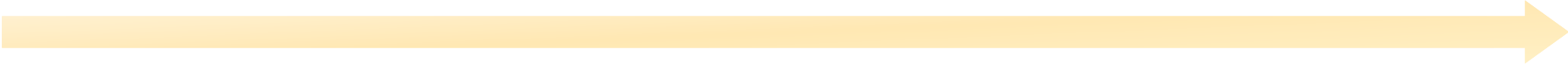
② 高度研修

- ・ 地域の獣医療技術の指導者や管理獣医師の育成を促進
- ・ 専門性の高い小動物獣医療技術の修得を促進
- ・ 高度診断技術、最新の効率性の高い技術の修得を促進

③ 生涯教育等

- ・ 獣医療技術等の進展に応じた獣医療の修得を促進
- ・ 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修を促進
- ・ 獣医師専門医制度等の導入に向けた検討を推進

3－② 新たな基本方針(案)について (Part 9)



第6 その他の獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

地域の実情に応じ、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定める。

- ① 監視指導体制の整備、獣医療に関する相談窓口の明確化等の検討を促進
- ② 飼育者の衛生知識、食品の安全性の向上等に関する知識の一層の啓発・普及
- ③ 夜間、休日診療を提供する診療施設に関する広報活動を推進
- ④ 診療施設整備を推進するにあたっての農林漁業施設資金の融資の一層の活用

農林水産省の獣医療体制の整備の推進

新たな基本方針に基づき、産業動物獣医師等を緊急に確保していくとともに、動物の健康と国民生活の向上に資する獣医療体制を計画的に整備

① 臨床実習等支援

獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療等の現場に同行した臨床実習の実施や理解醸成のための講習会等を開催

② 産業動獣医師修学資金給付

産業動物獣医師を志す学生を対象に、月額10万円(私立大学の学生は12万円)の修学資金を給付

③ 新規獣医師臨床研修促進

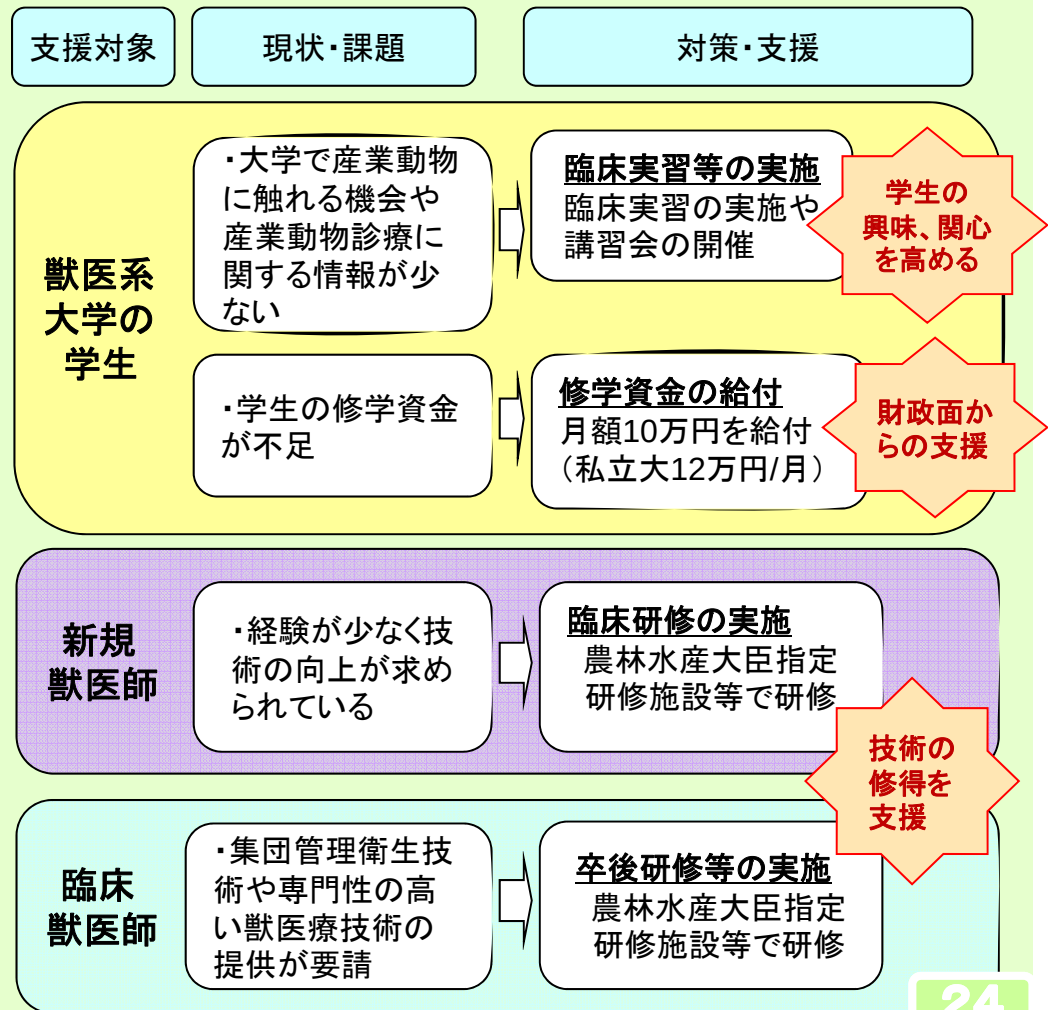
新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施

④ 管理獣医師等育成支援

臨床獣医師を対象に、生産者が求める農家経営や飼養衛生管理等の知識と実践的な技術を修得するための研修等を実施

⑤ 地域獣医療提供取組支援

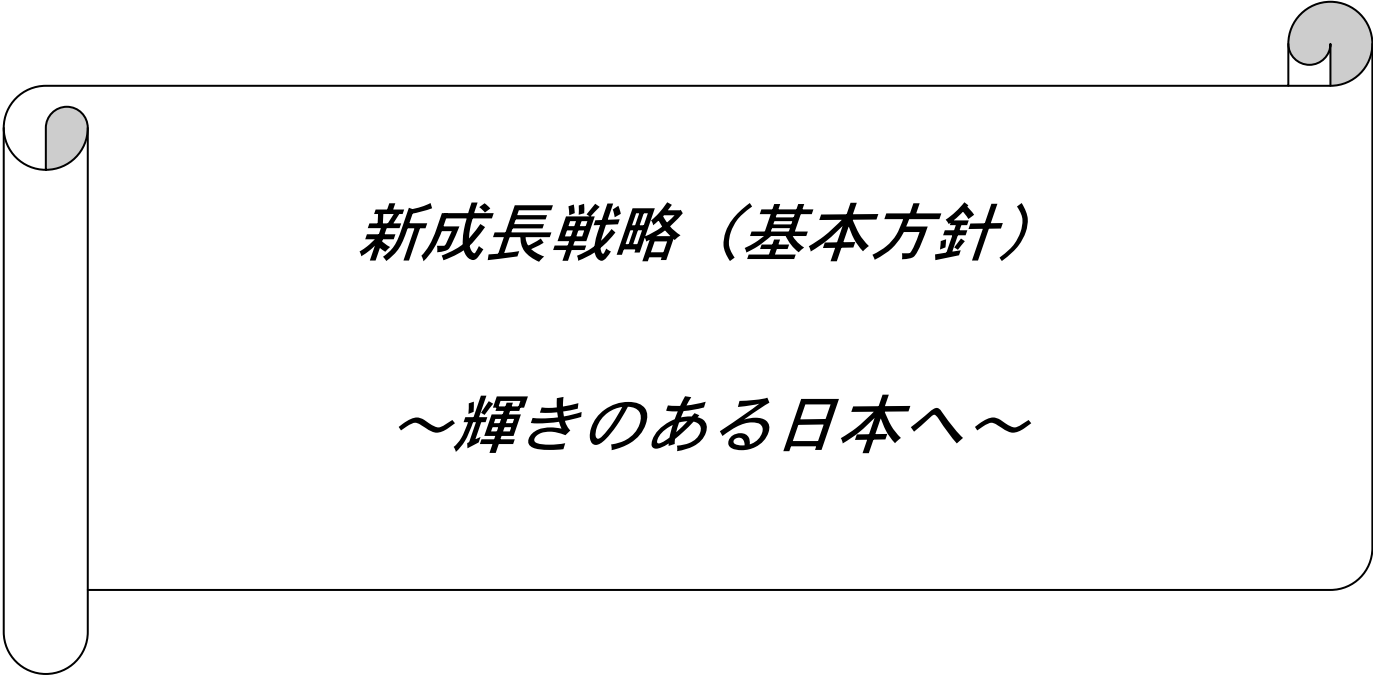
家保、臨床獣医師、生産者団体等で組織する協議会を設置し、関係者の連携強化、獣医師の人材登録バンクの設置等を支援



「新成長戦略（基本方針）」について

〔平成 21 年 12 月 30 日
閣 議 決 定〕

「新成長戦略（基本方針）」を別紙のとおり定める。

A decorative frame resembling a scroll, with a vertical bar on the left and rounded corners on the right. The text is centered within this frame.

新成長戦略（基本方針）

～輝きのある日本へ～

2009 年 12 月 30 日

【目 次】

1. 「新需要創造・リーダーシップ宣言」	1
(100年に一度のチャンス)	1
(二つの呪縛)	2
(第三の道：成長戦略で新たな需要・雇用をつくる)	2
(課題解決型国家を目指して：二つのイノベーション)	3
(輝きを取り戻すために)	4
 2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果	5
 <u>強みを活かす成長分野</u>	5
(1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略	5
(「世界最高の技術」を活かす)	6
(総合的な政策パッケージにより世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国へ)	6
(グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進)	6
(快適性・生活の質の向上によるライフスタイルの変革)	7
(老朽化した建築物の建替え・改修の促進等による「緑の都市」化)	7
(地方から経済社会構造を変革するモデル)	7
(2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略	8
(医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ)	8
(日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進)	9
(アジア等海外市場への展開促進)	9
(バリアフリー住宅の供給促進)	9
(不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化)	9
(地域における高齢者の安心な暮らしの実現)	10

フロンティアの開拓による成長	11
-----------------------------	----

(3) アジア経済戦略	11
～「架け橋国家」として成長する国・日本～	11
(日本の強みを大いに活かすうるアジア市場)	11
(アジアの「架け橋」としての日本)	11
(切れ目ないアジア市場の創出)	12
(日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開)	12
(日本の「安全・安心」等の技術のアジアそして世界への普及)	12
(アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増)	13
(「アジア所得倍増」を通じた成長機会の拡大)	13

(4) 観光立国・地域活性化戦略	14
～観光立国の推進～	14
(観光は少子高齢化時代の地域活性化の切り札)	14
(訪日外国人を 2020 年初めまでに 2,500 万人に)	14
(休暇取得の分散化等)	15

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～	15
(地域政策の方向転換)	15
(緑の分権改革等)	16
(定住自立圏構想の推進等)	16
(大都市の再生)	16
(社会資本ストックの戦略的維持管理等)	17

～農林水産分野の成長産業化～	17
(課題が山積する農林水産分野)	18
(「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮)	18
(森林・林業の再生)	18
(検疫協議や販売ルートの開拓等を通じた輸出の拡大)	18
(幅広い視点に立った「食」に関する将来ビジョンの策定)	19

～ストック重視の住宅政策への転換～	19
(住宅投資の活性化)	19

（中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備）	19
（住宅・建築物の耐震改修の促進）	20
<u>成長を支えるプラットフォーム</u>	21
（５）科学・技術立国戦略	21
～「知恵」と「人材」のあふれる国・日本～	21
（科学・技術力による成長力の強化）	21
（研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化）	21
～ＩＴ立国・日本～	22
（情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤）	22
（情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化）	22
（６）雇用・人材戦略	23
～「出番」と「居場所」のある国・日本～	23
（雇用が内需拡大と成長力を支える）	23
（国民参加と「新しい公共」の支援）	24
（成長力を支える「トランポリン型社会」の構築）	24
（地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現）	24
～子どもの笑顔あふれる国・日本～	25
（子どもは成長の源泉）	25
（人口減少と超高齢化の中での活力の維持）	25
（質の高い教育による厚い人材層）	26
３．豊かな国民生活の実現を目指した経済運営と今後の進め方	28
（１）マクロ経済運営	28
（２）新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方	29
（目標・施策の具体化・追加）	29
（「成長戦略実行計画（工程表）」の策定と政策実現の確保）	29

新成長戦略（基本方針）

1. 「新需要創造・リーダーシップ宣言」

（100年に一度のチャンス）

私たちは今、長い衰退のトンネルの中にいる。90年代初頭のバブル崩壊から約20年、日本の経済は低迷を続けている。成長度合いでは、アジア各国、アメリカを始め欧米諸国にも大きく遅れをとった。経済は閉塞感に見舞われ、国民はかつての自信を失い、将来への漠たる不安に萎縮している。国全体が輝きを失いつつある。

戦後、日本は奇跡の経済成長を成し遂げた。その背景には、経済大国アメリカという目標があった。国民も企業も、そして政治家、官僚も経済大国を目指すという共通目標に向かって総力を挙げた。その結果が、世界第二位の経済大国の実現だった。しかし、一人当たりGDPでアメリカを追い越した80年代、バブルを迎え、そしてバブルは崩壊した。「坂の上の雲」を夢見て山を登り、その頂きに立った途端、この国は目標を見失った。

今、私たちの目前には大きな課題が迫っている。金融市場の暴走の結果としての「リーマンショック」は、我が国の産業界、そして一人一人の生活に大きな傷跡を残した。税収が国債発行額を下回り、財政上は65年前の終戦当時の状況にまで悪化している。そして、急激な速度で少子高齢社会に突入している。

失敗の本質は何か。それは政治のリーダーシップ、実行力の欠如だ。過去10年間だけでも、旧政権において10本を優に越える「戦略」が世に送り出され、実行されないままに葬り去られてきた。その一方で、政官業の癒着構造の中で、対症療法的な対策が続いてきた。

今、最も必要なのは、日本の将来ビジョンを明確に国民に示した上で国民的合意を形成し、その目標に向かって政策を推し進めることのできる政治的リーダーシップだ。100年に一度といわれる経済危機の中で、国民は旧来の「しがらみ」を脱ぎ捨て、自らの投票行動で民主党・鳩山政権を選んだ。新政権の誕生は、国民のための経済の実現に向けて舵を切る、100年に一度のチャンスである。

（二つの呪縛）

我が国の経済政策の呪縛となってきたのは、二つの道による成功体験である。

第一の道は、公共事業による経済成長だ。戦後から高度成長の 60 年代、70 年代にかけては、公共事業での国づくり・まちづくりが、将来ビジョンを示す「成長戦略」として有効であった。生産性の低い農村地帯から都会に労働者が流入し、より生産性の高い製造業などに就職することによって消費＝需要も拡大し、日本経済が拡大した。国全体の総需要が拡大する中で、新幹線、高速道路を中心とする交通インフラは投資効果が大きく、それ自体が日本経済の成長に大きく寄与した。

しかしながら、80 年代に入りインフラが整ってくると、大都市で得られた税収を画一的な公共事業で地方に工事費の形で配分する仕組みが「土建型国家モデル」として定着し、政治家と官僚による利益分配構造、税金のピンハネ構造を生み出した。公共事業は、農村地域の雇用維持や都市と農村の格差縮小にはつながったが、地域独自の経済・生活基盤を喪失させた。結果として、日本全体の経済成長にはつながらず、巨額の財政赤字を積み上げることとなった。

第二の道が 2000 年代の「構造改革」の名の下に進められた、供給サイドの生産性向上による成長戦略である。規制緩和や労働市場の自由化を進めるなど市場原理を活用し、企業の生産性を高めることで経済成長を目指す政策で、同時に公的金融の民営化も進められた。

しかしながら、一部の企業が生産性の向上に成功したものの、選ばれた企業のみ富が集中し、中小企業の廃業は増加。金融の機能強化にもつながらなかった。国民全体の所得も向上せず、実感のない成長と需要の低迷が続いた。いわゆる「ワーキングプア」に代表される格差拡大も社会問題化し、国全体の成長力を低下させることとなった。

（第三の道：成長戦略で新たな需要・雇用をつくる）

私たちは、公共事業・財政頼みの「第一の道」、行き過ぎた市場原理主義の「第二の道」でもない、「第三の道」を進む。それは、2020 年までに環境、健

康、観光の三分野で 100 兆円超の「新たな需要の創造」により雇用を生み、国民生活の向上に主眼を置く「新成長戦略」である。

「坂の上の雲」を目指した「途上国型」の経済運営ではなく、地球規模の課題を解決する「課題解決型国家」として、アジアと共に生きる国の形を実現する。

2008 年に発生したアメリカ発の金融危機は世界経済の構造を変えた。アメリカを中心に需要が世界的に蒸発した今、これまでどおりにモノを作って売ろうにも、それを吸収する需要が存在しない。私たちは、この新しい現実に対応しなければならない。

日本経済の現状を見た時、確かに国内において需給ギャップは存在する。2007 年度に 515 兆円に到達した我が国の名目 GDP は 473 兆円（2009 年度）にまで減少する見込みである。しかし、国民生活の課題に正面から向き合った時、その課題解決の先には潜在的な需要が満ち満ちている。

（課題解決型国家を目指して：二つのイノベーション）

第一の課題は、地球温暖化（エネルギー）対策である。世界最高水準の低炭素型社会の実現に向けて社会全体が動き出すことにより、生活関連や運輸部門、まちづくりなど幅広い分野で新しい需要が生まれる。

第二の課題は少子高齢化対策である。「子育てに安心」、「心身ともに健やかで長寿を迎えたい」という人類共通の目標を達成するため、健康大国日本の実現を目指す。こうした課題への処方箋を示すことが、社会変革と新たな価値を育み、結果として雇用を創り出す。

日本が世界に先駆けて課題を解決する「モデル国」となることは、我が国の研究開発力や企業の体質の強化に直結する。需要の創造と供給力の強化の好循環を作り出すことが、デフレ脱却に欠かせない。

こうした体制を作り出す政府の役割も成長戦略の鍵となる。「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」などを戦略的なイノベーション分野として人材育成や技術開発を後押しするほか、需要を創造する、同時に、利用者の立場に立った、社会ルールの変更に取り組む。そして、政府は新たな分野に挑戦する人々を支援する。財政措置に過度に依存するのではなく、

国内外の金融資産の活用を促しつつ、市場創造型の「ルールの改善」と「支援」のベストミックスを追求する。

私たちは、社会変革につながる技術・システムのアジア地域など海外への展開を図る。日本発の「課題解決型の処方箋の輸出」（システム輸出）によるアジア需要の創造と言っても良い。世界の成長センターであるアジアの活力を取り込み、アジアと共に生きることが、新しい日本の活力の源となる。世界に開かれた魅力ある国に変わるため、ヒト、モノ、カネの玄関口となる空港や港湾などの公共インフラを選択し、集中投資する。

（輝きを取り戻すために）

「戦に敗れたこと自体は必ずしも不幸ではない。問題は国民がそれをいかに受け取り、それにいかなる自覚を持って新たに立ち向かうかにある。」

第二次世界大戦の終戦を迎えた 1945 年、東京大学総長だった南原繁氏は戦争からの帰還学生歓迎の辞で、「希望を持って、理想を見失うな。」と呼びかけ、新しい日本の建設を訴えた。

あれから 65 年。再び大きな試練を迎えた今こそ、経世済民の原点に立ち戻り、生活に安心と真の豊かさを国民に取り戻さなくてはならない。私たちは、幸福度や満足度といった新たな指標、価値観も提案する。成長戦略を実現する中で、まちおこし、文化・芸術など「新しい公共」の担い手を育て、誰もが居場所のある国にする。

「人間のための経済社会」を世界に発信する。これが新政権の歴史的な使命である。

歴史は自らこれを創造しなくてはならない。

再び、この国が輝きを取り戻すために――。

2020 年、10 年先を見据えて、私たちは、「新成長戦略」を実行する。

2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

日本は、世界に冠たる健康長寿国であり、環境大国、科学・技術立国、治安の良い国というブランドを有している。こうした日本が元来持つ強み、個人金融資産（1,400兆円）や住宅・土地等実物資産（1,000兆円）を活かしつつ、アジア、地域を成長のフロンティアと位置付けて取り組めば、成長の機会は十分存在する。また、我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、観光のポテンシャルは極めて高い。さらに、科学・技術、雇用・人材は、成長を支えるプラットフォームであり、持続的な成長のためには長期的視点に立った戦略が必要である。

以上の観点から、我が国の新成長戦略を、

- ・ 強みを活かす成長分野（環境・エネルギー、健康）、
- ・ フロンティアの開拓による成長分野（アジア、観光・地域活性化）、
- ・ 成長を支えるプラットフォーム（科学・技術、雇用・人材）

として、2020年までに達成すべき目標と、主な施策を中心に方向性を明確にする。

強みを活かす成長分野

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

【2020年までの目標】

『50兆円超の環境関連新規市場』、『140万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする』

【主な施策】

- 電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及
- エコ住宅、ヒートポンプ等の普及による住宅・オフィス等のゼロエミッション化
- 蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化など、革新的技術開発の前倒し
- 規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向けての集中投資事業の実施

（「世界最高の技術」を活かす）

我が国は高度成長期の負の側面である公害問題や二度にわたる石油危機を技術革新の契機として活用することで克服し、世界最高の環境技術を獲得するに至った。

ところが今日では、数年前まで世界一を誇った太陽光発電が今ではドイツ・スペインの後塵を拝していることに象徴されるように、国際競争戦略なき環境政策によって、我が国が本来持つ環境分野での強みを、必ずしも活かすことができなくなっている。

（総合的な政策パッケージにより世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国へ）

気候変動問題は、もはや個々の要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である。

したがって、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指す。

このため、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取組を推進する。

（グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進）

電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）の普及拡大支援策や、低炭素投融資の促進、情報通信技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新する。安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む。

蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。さらに、モーダルシフトの推

進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する。

電力供給側と電力ユーザー側を情報システムでつなぐ日本型スマートグリッドにより効率的な電力需給を実現し、家庭における関連機器等の新たな需要を喚起することで、成長産業として振興を図る。さらに、成長する海外の関連市場の獲得を支援する。

リサイクルの推進による国内資源の循環的な利用の徹底や、レアメタル、レアアース等の代替材料などの技術開発を推進するとともに、総合的な資源エネルギー確保戦略を推進する。

（快適性・生活の質の向上によるライフスタイルの変革）

エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LED や有機 EL などの次世代照明の 100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進する。これはまた、居住空間の快適性・生活の質を高めることにも直結し、人々のライフスタイルを自発的に低炭素型へと転換させる大きなきっかけとなる。

こうした家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭にアドバイスをする「環境コンシェルジュ制度」を創設する。

（老朽化した建築物の建替え・改修の促進等による「緑の都市」化）

日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。

老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる。

（地方から経済社会構造を変革するモデル）

公共交通の利用促進等による都市・地域構造の低炭素化、再生可能エネルギーやそれを支えるスマートグリッドの構築、適正な資源リサイクルの徹底、情報通信技術の活用、住宅等のゼロエミッション化など、エコ社会形成の取

組を支援する。そのため、規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用しながら、環境、健康、観光を柱とする集中投資事業を行い、自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現する第一歩を踏み出す。

これらの施策を総合的に実施することにより、2020 年までに 50 兆円超の環境関連新規市場、140 万人の環境分野の新規雇用、日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガスの削減を 13 億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする。

（２）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

【2020 年までの目標】

『医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約 45 兆円、新規雇用約 280 万人』

【主な施策】

- 医療・介護・健康関連産業の成長産業化
- 日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進
- 医療・介護・健康関連産業のアジア等海外市場への展開促進
- バリアフリー住宅の供給促進
- 医療・介護サービスの基盤強化

（医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ）

我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界一の健康長寿国となった。世界のフロンティアを進む日本の高齢化は、ライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）を力強く推進することにより新たなサービス成長産業と新・ものづくり産業を育てるチャンスでもある。

したがって、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けるとともに、民間事業者等の新たなサービス主体の参入も促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用

者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。誰もが必要なサービスにアクセスできる体制を維持しながら、そのために必要な制度・ルールの変更等を進める。

（日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進）

安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する。産官学が一体となった取組や、創薬ベンチャーの育成を推進し、新薬、再生医療等の先端医療技術、情報通信技術を駆使した遠隔医療システム、ものづくり技術を活用した高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する。その前提として、ドラッグラグ、デバイスラグの解消は喫緊の課題であり、治験環境の整備、承認審査の迅速化を進める。

（アジア等海外市場への展開促進）

医療・介護・健康関連産業は、今後、高齢社会を迎えるアジア諸国等においても高い成長が見込まれる。医薬品等の海外販売やアジアの富裕層等を対象とした健診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していく。また、成長するアジア市場との連携（共同の臨床研究・治験拠点の構築等）も目指していく。

（バリアフリー住宅の供給促進）

今後、一人暮らしや介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、高齢者が居住する住宅内での安全な移動の確保や転倒防止、介助者の負担軽減等のため、手すりの設置や屋内の段差解消等、住宅のバリアフリー化の促進が急務である。このため、バリアフリー性能が優れた住宅取得や、バリアフリー改修促進のための支援を充実するとともに、民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む。

（不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化）

高齢者が元気に活動している姿は、健全な社会の象徴であり、経済成長の礎である。しかし、既存の制度や供給体制は、近年の急速な高齢化や医療技

術の進歩、それに伴う多様で質の高いサービスへの需要の高まり等の環境変化に十分に対応できていない。高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。

具体的には、医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

（地域における高齢者の安心な暮らしの実現）

医療、介護は地域密着型のサービス産業であり、地方の経済、内需を支えている。住み慣れた地域で生涯を過ごしたいと願っている高齢者は多く、地域主導による地域医療の再生を図ることが、これからの地域社会において重要である。具体的には、医療・介護・健康関連サービス提供者のネットワーク化による連携と、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、そこに暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築する。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行など、新たなシニア向けサービスの需要も創造される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境を整備していく。

これらの施策を進めるとともに、持続可能な社会保障制度の実現に向けた改革を進めることで、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、2020年までに医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出により、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人を目標とし、すべての高齢者が、家族と社会のつながりの中で生涯生活を楽しむことができる社会をつくる。また、日本の新たな社会システムを「高齢社会の先進モデル」として、アジアそして世界へと発信していく。

フロンティアの開拓による成長

(3) アジア経済戦略

【2020年までの目標】

『アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『「アジアの所得倍増」を通じた成長機会の拡大』

【主な施策】

- 2010年のAPECホスト国として貿易・投資の自由化を積極的に推進、我が国としてのFTAAPの道筋（ロードマップ）策定
- アジア諸国と共同で日本の「安全・安心」の国際標準化を推進
- 官民あげての鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発
- 羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備
- ヒト・モノ・カネの流れを阻害する規制の大胆な見直し

～「架け橋国家」として成長する国・日本～

（日本の強みを大いに活かしうるアジア市場）

近年、アジア諸国は、日本企業と共に産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきた。アジア各国は昨今のサブプライムローン問題に端を発した金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせている。特にアジアにおける中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、日本にとって、大きなビジネス機会である。

（アジアの「架け橋」としての日本）

今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」

となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要がある。

（切れ目ないアジア市場の創出）

まず、日本企業が活躍するフィールドであるアジア地域において、あらゆる経済活動の障壁を取り除くことが必要である。このため、より積極的に貿易・投資を自由化・円滑化し、また知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。そのきっかけとして、2010年に日本がホスト国となる APEC の枠組みを活用し、2020 年を目標にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築するための我が国としての道筋（ロードマップ）を策定する。

（日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開）

また、アジア諸国が経済・社会のセーフティネットをより厚いものにするために、日本の「安全・安心」の考え方が貢献できる部分は大きく、経済成長の基盤ともなる。環境分野や製品安全問題等にかかる日本の技術や規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。また、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など日本が技術的優位性を有している分野においては、特に戦略的な国際標準化作業を早急に進める。食品においても、流通の多様化・国際化等を踏まえ、アジア諸国とも共同しつつ、食品安全基準の国際標準化作業等に積極的に貢献する。

（日本の「安全・安心」等の技術のアジアそして世界への普及）

その上で、環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大

する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。

（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増）

同時に、日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。また、外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行うほか、貿易関連手続の一層の円滑化を図るとともに、海外進出した企業が現地であげた収益を国内に戻しやすくする。加えて、金融や運輸等のサービス分野の国際競争力を強化し、その流れの円滑化を図る。さらには、アジアや世界との大学・科学技術・文化・スポーツ・青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。

（「アジア所得倍増」を通じた成長機会の拡大）

これらを通じて、アジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの所得倍増に貢献することでアジア市場と一体化しつつ、日本の大きな成長機会を創出する。拡大したアジア市場に対して、日本のコンテンツ、デザイン、ファッション、料理、伝統文化、メディア芸術等の「クリエイティブ産業」を対外発信し、日本のブランド力の向上や外交力の強化につなげるとともに、著作権等の侵害対策についても国際的に協調して取り組む。

加えて、都市化・地球環境・地球規模での格差の解消など、世界規模の問題を共に解決していくことにも貢献する。

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～観光立国の推進～

【2020年までの目標】

『訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人。2,500万人による経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人』

【主な施策】

- 訪日観光査証の取得容易化
- 休暇取得の分散化など「ローカル・ホリデー制度」（仮称）の検討

（観光は少子高齢化時代の地域活性化の切り札）

我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、観光のポテンシャルは極めて高い。例えば、南国の台湾の人々は雪を見に北海道を訪ね、欧州の人々は伝統文化からポップカルチャーまで日本の文化面に関心を持ち、朝の築地市場など生活文化への関心も高くなっている。このように、日本を訪れる外国人の間では、国によって訪れる場所や楽しむ内容に大きな相違があるが、その多様性を受け入れるだけの観光資源を地方都市は有している。また、日本全国には、エコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光など観光資源が豊富にあり、外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる。公的支出による地域活性化を期待することが難しい現在、人口減少・急激な少子高齢化に悩む地方都市にとって、観光による国内外の交流人口の拡大や我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である。

（訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人に）

急速に経済成長するアジア、特に中国は、観光需要の拡大の可能性に満ちている。例えば、中国から日本を訪問している旅行者数は年間約100万人、

日本から中国を訪問している旅行者数は年間約 340 万人（いずれも 2008 年ベース）と大きな開きがある。人口増加や経済成長のスピードを考えれば、中国を含めたアジアからの観光客をどう取り込むかが大きな課題である。今後、アジアからの訪日観光客を始めとした各国からの訪日外国人の増加に向けて、訪日観光査証の取得容易化、魅力ある観光地づくり、留学環境の整備、広報活動等を図ることにより、訪日外国人を 2020 年初めまでに 2,500 万人、将来的には 3,000 万人まで伸ばす。また、観光立国にとって不可欠な要素として、交通アクセスの改善と合わせて安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

（休暇取得の分散化等）

国内旅行は約 20 兆円規模の市場である。しかしながら、休日が集中しているため繁閑の差が大きく、需要がゴールデンウィークや年末年始の一定期間に集中する結果、顕在化しない内需が多いと言われている。このため、休暇取得の分散化など「ローカル・ホリデー制度」（仮称）の検討や国際競争力の高い魅力ある観光地づくり等を通じた国内の観光需要の顕在化等の総合的な観光政策を推進し、地域を支える観光産業を育て、新しい雇用と需要を生み出す。

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

【2020 年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』

【主な施策】

- 定住自立圏構想の推進、過疎地域の自立・活性化支援
- 特区制度を活用した都市再生・地域再生
- 大都市圏のインフラの整備における PFI、PPP 等の活用

（地域政策の方向転換）

この 10 年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャ

ッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NPO 等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

（緑の分権改革等）

それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。

また、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための「地域主権」改革を断行する。

（定住自立圏構想の推進等）

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

高速道路の無料化により、地域間のヒト・モノの移動コストの低減が実現されれば、地域産品の需要地への進出拡大、地域の観光産業の活性化、地方への企業進出等の経済効果が期待される。

（大都市の再生）

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえ

た都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP 等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

（社会資本ストックの戦略的維持管理等）

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備され、現在、50 年以上経過した橋梁は 8 %、トンネルは 18%であるが、20 年後には橋梁は 51%、トンネルは 47%に急増すると言われており、農業用水利施設は 500 箇所前後の施設が毎年更新時期を迎えることになり、今後は、国・地方の財政状況の逼迫等により、社会資本ストックが更新できなくなるおそれがある。このように高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。さらに、社会資本ストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPP の積極的な活用を図る。

～農林水産分野の成長産業化～

【2020 年までの目標】

『食料自給率 50%』、『木材自給率 50%以上』

『農林水産物・食品の輸出額を 2.5 倍の 1 兆円』

【主な施策】

- 戸別所得補償制度の導入、地域資源の活用、6 次産業化、農商工連携等による農林水産分野の成長産業化
- 路網整備、人材育成、木材・バイオマス利用等による森林・林業の再生
- 検疫協議や販売ルートの開拓等を通じた農林水産物等の輸出拡大

（課題が山積する農林水産分野）

農林水産分野については、食の安全・安心確保、食料自給率の低下、農林水産業者の高齢化・後継者難、低収益性等、将来に向けての課題は山積しているものの、我が国の「食」の目指すべき姿や具体的方針が定まらず、消費者、生産者ともに不安に陥っているのが現状である。

（「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮）

こうした不安を解消し、農山漁村の潜在力が十分に発揮されるよう、「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を 50%に向上させることを目指す。

今後、自然資源、伝統、文化、芸術などそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。

また、いわゆる 6 次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。

（森林・林業の再生）

戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用するため、国産材利用の環境面での効用に対する理解を深めていくとともに、路網の整備、森林管理の専門家（フォレスター）等の人材の育成、間伐材を始めとした国産材の利用の拡大、木質バイオマスとしての活用等を柱として、森林・林業の再生を図り、木材自給率を 50%以上に向上させることを目指す。

（検疫協議や販売ルートの開拓等を通じた輸出の拡大）

日本の農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、特に潜在需要が高いと見込まれる品目・地域を中心に検疫協議や販売ルートの開拓に注力し、現在の 2.5 倍の 1 兆円水準を目指す。

（幅広い視点に立った「食」に関する将来ビジョンの策定）

「食」は我が国成長の基盤ともいえるべき最も重要なテーマの一つである。安全・安心・健康で豊かな食生活を守るための方策やそれを支える農山漁村の在り方について、子ども・大人・お年寄りの視点に立ち、消費者・生産者も含め広く産官学横断的に検討する場を設け、「食」に関する将来ビジョンを早急に策定する。

～ストック重視の住宅政策への転換～

【2020 年までの目標】

『中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増』

『耐震性が不十分な住宅割合を5%に』

【主な施策】

- 中古住宅の流通市場等の環境整備、リバースモーゲージ等の積極的活用
- 住宅・建築物の徹底した耐震改修

（住宅投資の活性化）

住宅投資の効果は、住宅関連産業が多岐にわたり、家具などの耐久消費財への消費などその裾野が広いことから、内需主導の経済成長を実現するためには、今後とも住宅投資の促進は重要な課題である。

このため、1,400兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成を図るとともに、住宅金融・住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大を図る。

（中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備）

また、「住宅を作っては壊す」社会から「良いものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」という観点に立ち、1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る必要がある。このため、数世代にわたり利用できる長期優良住宅の建設、適切な維持管理、流通に至るシステムを構築するとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行える市場環境の整備を図る。また、急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大するとともに、リバースモーゲージの拡充・活用促

進などによる高齢者の資産の有効利用を図る。さらに、地域材等を利用した住宅・建築物の供給促進を図る。

これらを通じて、2020 年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させるとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。

（住宅・建築物の耐震改修の促進）

現在、我が国の既存住宅ストック約 4,700 万戸のうち、約 25%に当たる 1,150 万戸が耐震性不十分と言われている。2036 年までに 70%の確率で首都直下地震が起こると言われており、阪神・淡路大震災の被害を考えれば、尊い人命が住宅等の全壊・半壊による危機にさらされているのが現状である。

このため、住宅等の耐震化を徹底することにより、2020 年までに耐震性が不十分な住宅の割合を 5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

成長を支えるプラットフォーム

(5) 科学・技術立国戦略

【2020年までの目標】

『世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーション』、『独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数の増』、『理工系博士課程修了者の完全雇用を達成』、『中小企業の知財活用の促進』、『情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上、生産コストの低減』、『官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4 % 以上』

【主な施策】

- 大学・公的研究機関改革の加速、若手研究者の多様なキャリアパス整備
- イノベーション創出のための制度・規制改革
- 行政のワンストップ化、情報通信技術の利活用を促進するための規制改革

～「知恵」と「人材」のあふれる国・日本～

(科学・技術力による成長力の強化)

人類を人類たらしめたのは科学・技術の進歩に他ならない。地球温暖化、感染症対策、防災などの人類共通の課題を抱える中、未来に向けて世界の繁栄を切り拓くのも科学・技術である。

我が国は、世界有数の科学・技術力、そして国民の教育水準の高さによって高度成長を成し遂げた。しかし、世界第二の経済大国になるとともに、科学・技術への期待と尊敬は薄れ、更なる高みを目指した人材育成と研究機関改革を怠ってきた。我が国は、今改めて、優れた人材を育成し、研究環境改善と産業化推進の取組を一体として進めることにより、イノベーションとソフトパワーを持続的に生み出し、成長の源となる新たな技術及び産業のフロンティアを開拓していかなければならない。

(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)

このため、大学・公的研究機関改革を加速して、若者が希望を持って科学の道を選ぶように、自立的研究環境と多様なキャリアパスを整備し、また、研究資金、研究支援体制、生活条件などを含め、世界中から優れた研究者を惹きつける魅力的な環境を用意する。基礎研究の振興と宇宙・海洋分野など

新フロンティアの開拓を進めるとともに、シーズ研究から産業化に至る円滑な資金・支援の供給や実証試験を容易にする規制の合理的見直しなど、イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う。科学・技術力を核とするベンチャー創出や、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取組を進める。

科学・技術は、未来への先行投資として極めて重要であることから、2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比の4%以上にする。他国の追従を許さない先端的研究開発とイノベーションを強力かつ効率的に推進していくため、科学・技術政策推進体制を抜本的に見直す。また、国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。

これらの取組を総合的に実施することにより、2020年までに、世界をリードするグリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）やライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）等を推進し、独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数を増やすとともに、理工系博士課程修了者の完全雇用を達成することを目指す。また、中小企業の知財活用を促進する。

～IT立国・日本～

（情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤）

情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。

（情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化）

我が国の情報通信技術は、その技術水準やインフラ整備の面では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸外国に遅れを取っており、潜在的な効果が実現されていない。

個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍増、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産

業の創出に結びつける。行政の効率化を図るため、各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進めるとともに、住民票コードとの連携による各種番号の整備・利用に向けた検討を加速する。子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場や医療現場などにおける情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める。加えて、温室効果ガス排出量の削減、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジジドの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。

（６）雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

【2020年までの目標】

○以下の項目について、雇用戦略対話等を踏まえ具体的目標を定める。

『若者フリーター約半減』、『ニート減少』、『女性M字カーブ解消』、『高齢者就労促進』、『障がい者就労促進』、『ジョブ・カード取得者300万人』、『有給休暇取得促進』、『最低賃金引上げ』、『労働時間短縮』

【主な施策】

- 若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上
- 「トランポリン型社会」の構築
- ジョブ・カード制度の「日本版NVQ（職業能力評価制度）」への発展
- 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現

（雇用が内需拡大と成長力を支える）

内需を中心とする「需要創造型経済」は、雇用によって支えられる。国民は、安心して働き、能力を発揮する「雇用」の場が与えられることによって、所得を得て消費を拡大することが可能となる。雇用の確保なくして、冷え切った個人消費が拡大し、需要不足が解消することはあり得ない。

また、「雇用・人材戦略」は、少子高齢化という制約要因を跳ね返し、「成長力」を支える役割を果たす。少子高齢化による「労働力人口の減少」は、

我が国の潜在的な成長エンジンの出力を弱めるおそれがある。そのため、出生率回復を目指す「少子化対策」の推進が不可欠であるが、それが労働力人口増加に結びつくまでには20年以上かかる。したがって、今すぐ我が国が注力しなければならないのは、若者・女性・高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進し、しかも社会全体で職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略」の推進である。

（国民参加と「新しい公共」の支援）

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍できる「新しい公共」の実現に向けて、円卓会議を設けて、民間（市民、NPO、企業等）の声を聞きつつ、本格的に取り組む。

（成長力を支える「トランポリン型社会」の構築）

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備（求職者支援制度の創設等）や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版 NVQ (National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※NVQ は、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

（地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現）

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創

造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPO や社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

また、雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長へとつながる。そこで、「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」の実現に向けて、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇の推進、給付付き税額控除の検討、最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）に取り組む。

～子どもの笑顔あふれる国・日本～

【2020 年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

『国際的な学習到達度調査で常に世界トップレベルの順位へ』

【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）
- 教員の質の向上、民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化
- 高等教育の充実
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

（子どもは成長の源泉）

我々は周りの人々の笑顔を我が喜びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

（人口減少と超高齢化の中での活力の維持）

70 年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した 90 年

代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005 年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは 2050 年の人口は 9,500 万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020 年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017 年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

（質の高い教育による厚い人材層）

成長の原動力として何より重要なことは、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成することである。すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を蓄えるとともに、将来の日本、世界を支える人材となるよう育てていく。

このため、初等・中等教育においては、教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上とともに、高校

の実質無償化により、社会全体のサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。その結果、国際的な学習到達度調査において日本が世界トップレベルの順位となることを目指す。

また、高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、留学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

3. 豊かな国民生活の実現を目指した経済運営と今後の進め方

(1) マクロ経済運営

鳩山政権は、「新成長戦略」の実行と並行して、豊かな国民生活の実現を目指したマクロ経済運営を行う。

デフレは、経済、ひいては国民生活に大きなマイナスの影響を及ぼす。デフレの克服を目指し、政府は、日本銀行と一体となって、できる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組む。また、家計が得る所得が増加し、国民が成長を実感できる名目成長率の実現を最重要課題と位置付けた経済運営を行う。具体的には、2020 年度までの平均で、名目 3 %、実質 2 %を上回る成長、2020 年度における我が国の経済規模（名目 GDP）650 兆円程度を目指す。

「新成長戦略」においては、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションを創出し、成長のフロンティアを拡大していくことが、新たな需要と雇用を拡大する鍵となる。そのためには、世界の中でも優れた産業競争力を維持・強化する必要があり、企業はその原動力となる。また、教育や職業訓練等を通じたヒトへの投資や労働参加の拡大が、極めて重要な役割を担うこととなる。政府は「コンクリートから人へ」の政策でこれを支える。

「新成長戦略」を通じた雇用創造等により、現在 5 %を越えている失業率については中期的に 3 %台への低下を目指す。同時に、若者・女性・高齢者を始め就業を希望するすべての国民が働くことのできる環境を整える。また、所得等の格差に十分注意を払いつつ経済運営を行う。

数値としての経済成長率や量的拡大のみを追い求める従来型の成長戦略とは一線を画した。生活者が本質的に求めているのは「幸福度」(well-being)の向上であり、それを支える経済・社会の活力である。こうした観点から、国民の「幸福度」を表す新たな指標を開発し、その向上に向けた取組を行う。

鳩山政権の成長戦略である需要創造型経済への転換には、政治的リーダーシップが不可欠な要素である。政治主導で過去の内閣では手を付けることができなかった、利害団体の既得権や省庁のタテ割りの弊害にメスを入れ、真に必要なものへの「選択と集中」を実現し、これまで実現されなかった国民

のニーズに応じていく。政権交代によって誕生した鳩山政権は、過去のしがらみにとらわれることなく、これを打破する突破力をもって取り組む。

（２）新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方

本「基本方針」に沿って、来年初めから有識者の意見も踏まえる形で以下のような「肉付け」を行い、その結果も踏まえて、「成長戦略策定会議」において、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとする。

（目標・施策の具体化・追加）

2. に掲げた各戦略分野について、「国民の声」も踏まえつつ、①需要創造効果、②雇用創造効果、③知恵の活用（財政資源の有効活用）等の視点から、目標設定、施策の更なる具体化や追加などについて検証を行うとともに、新たに明らかになった課題について、その解決に向けた方策を徹底的に検討する。

（「成長戦略実行計画（工程表）」の策定と政策実現の確保）

政策は「実現」してこそ意味がある。

本「基本方針」に盛り込まれた目標・施策に加えて、上述の「目標・施策の具体化・追加」を行った上で、「新成長戦略」の取りまとめ時に、国家戦略室において「成長戦略実行計画（工程表）」を策定する。その際、2010年内に実行に移すべき「早期実施事項」、今後4年間程度で実施すべき事項とその成果目標（アウトカム）、2020年までに実現すべき成果目標（アウトカム）を時系列で明示する。

加えて、「成長戦略実行計画（工程表）」を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、「政策達成目標明示制度」（「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定））に基づく、各政策の達成状況の評価・検証を活用する。

資料6 獣医学教育を取り巻く新たな動向への対応に係るデータ

資料6－1 平成16年「国立大学における獣医学教育の関する協議会」提言の実施状況

資料6－2 国立大学法人第2期中期計画原案における反映状況

資料6－3 獣医師数の推移

資料6－4 獣医師数の国際比較

資料6－5 OIEコラボレーション・センター、リファレンスセンター

資料6－6 獣医学関係学部・研究科一覧

資料6－7 獣医学関係大学院の現状

平成 16 年「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言の実施状況

【協議会提言の主な内容】

- ① 大学間の連携協力による充実
- ② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性
- ③ 附属家畜病院の機能の充実
- ④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実

【国立 10 獣医系大学の実施状況】

① 大学間の連携協力による充実 ⇒ 連携協力の更なる充実が必要

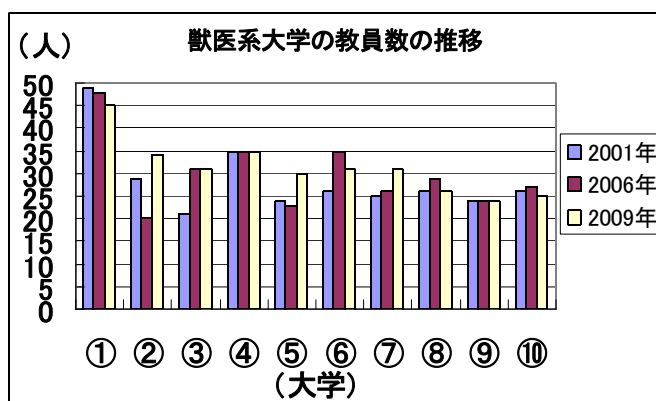
(1) 大学間の教育課程連携 … 一部の大学 (3 大学)、一部の実習科目で実施

- ・ 帯広畜産大学、鳥取大学が、農水省補助事業を受託して、産業動物獣医師修業実習 (1 週間以上) を実施し、他大学生を受入れ
- ・ 北海道大学が、牧場実習で麻布大学等を受入

(2) 大学間の施設等の共同利用…国立大学では、上記 (1) の事例以外なし

(参考) 学外他機関との連携…国立 9 大学で、農業共済組合、動物園、家畜保健衛生所等と連携

② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力 ⇒ 体制充実に向けて更なる取組が必要



- ・ 2001年 (H13年) から増加… 5 大学
- ・ 2001年 (H13年) と同人数… 3 大学
- ・ 2001年 (H13年) から減少… 2 大学

③ 附属家畜病院の機能の充実 ⇒ 教員体制の充実に向けて更なる取組が必要

(1) 教員等の配置体制

→ 2001年 (H13年) から殆どの大学で増加 (10 大学中 9 大学)

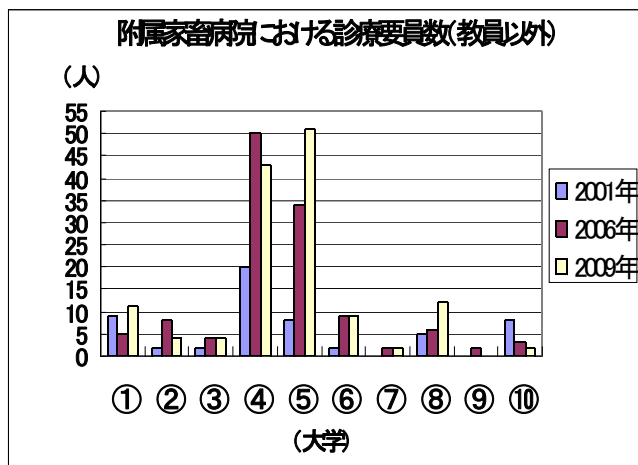
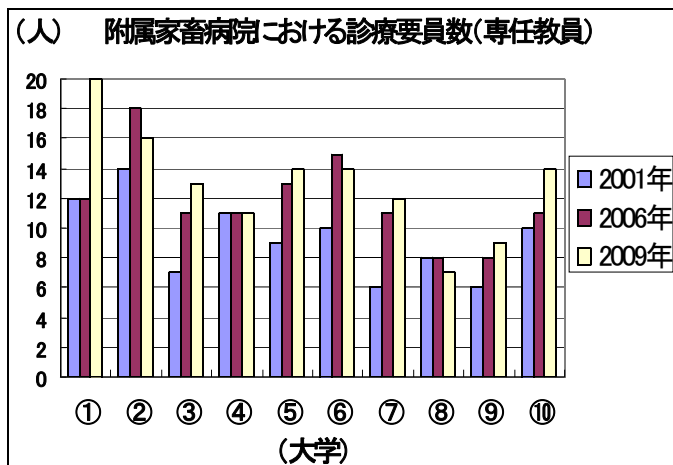
- (増要因) ・ 兼任教員数、有給獣医師 (診療専従)、無給研修医、動物看護師の増
(課題) ・ 専任教員数は増加せず (1, 2 名)、無給研修医の増

(2) 施設設備の充実

→ 2001年 (H13年) から全ての大学で増加 (10 大学中 10 大学)

(配置された診療機器の例)

X線 CT 検査システム、超音波診断装置、動物用内視鏡システム等



(3) 附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態

附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態(国立)

		年間授業担当単位数	附属家畜病院への週当たり出勤日数	附属家畜病院への週当たり診療時間数
教授	専任	12.17	4.29	25.43
	兼任	14.12	3.05	17.72
准教授	専任	10.13	3.00	30.00
	兼任	11.22	3.38	19.00
講師	専任	—	—	—
	兼任	10.44	3.00	12.60
助教	専任	3.42	4.33	21.67
	兼任	4.74	3.82	22.59
助手	専任	0.00	5.00	36.00
	兼任	—	—	—
合計	専任	6.43	4.16	22.62
	兼任	8.10	2.65	14.38

附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態(私立)

		年間授業担当単位数	附属家畜病院への週当たり出勤日数	附属家畜病院への週当たり診療時間数
教授	専任	4.26	4.80	25.00
	兼任	14.16	2.06	12.22
准教授	専任	9.01	4.33	21.42
	兼任	12.12	2.78	17.44
講師	専任	2.01	2.00	12.25
	兼任	12.98	2.76	16.67
助教	専任	3.93	4.25	30.00
	兼任	8.85	3.00	15.44
助手	専任	0.00	5.00	37.50
	兼任	2.70	2.40	19.20
合計	専任	3.20	3.40	21.03
	兼任	8.47	2.17	13.50

(参考) 教員の担当単位数 : 専任教員数 38.69人 担当単位数 1.76 (全国大学平均)

④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実（主な支援）

（i）国立大学特別教育研究経費

- 北海道大学「国立獣医系大学による標準的な基盤教育プログラムの開発」（平成20年）
- 帯広畜産大学「獣医農畜産分野における国際協力人材の育成」（平成19年）
「人獣共通原虫病の制圧」（平成20年）
- 岩手大学「HACCP（ハサップ）システムで食の安全を担う専門職業人の養成」（平成19年）
- 東京大学「感染症対策研究連携事業－感染症国際研究センターの設置－」（平成20年）
- 岐阜大学「人獣感染防御研究センターにおける事業の推進」（平成17年）
- 鳥取大学「鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターにおける事業の推進」（平成17年）
- 宮崎大学「人獣共通感染症教育モデル・カリキュラムの開発」（平成17年）

（ii）国公私を通じた大学教育改革の支援

- 質の高い大学教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「大動物総合臨床獣医学教育プログラム」（平成20年）
 - ・酪農学園大学「酪農場での長期実習を組み込んだ新教育方式」（平成20年）
- 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「食品衛生にかかわる人材育成プログラム」（平成20年）
- 現代的教育ニーズ取組支援プログラム
 - ・東京大学「畜産物の安全安心を保証する人材の育成教育」（平成20年）
- 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム
 - ・鳥取大学・岐阜大学・京都産業大学
 - 「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」（平成21年）

（iii）私立学校施設整備費補助金及び私立大学等研究設備整備費補助金等

- 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・日本獣医生命科学大学「ゲノム・プロテオーム解析による予防獣医学の展開」（平成17年）
- 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
 - ・日本大学「人獣共通感染症の戦略的国家疫学研究の推進と若手研究者の実践的育成」（平成21年）
- 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・北里大学「高度画像解析技術を駆使したがん治癒率向上に関する研究」（平成19年）
「伴侶動物の重要疾患に対する分析イメージングの応用」

国立大学法人第2期中期計画原案における反映状況

出典：国立大学法人評価委員会第34回総会資料（H22.3.25）

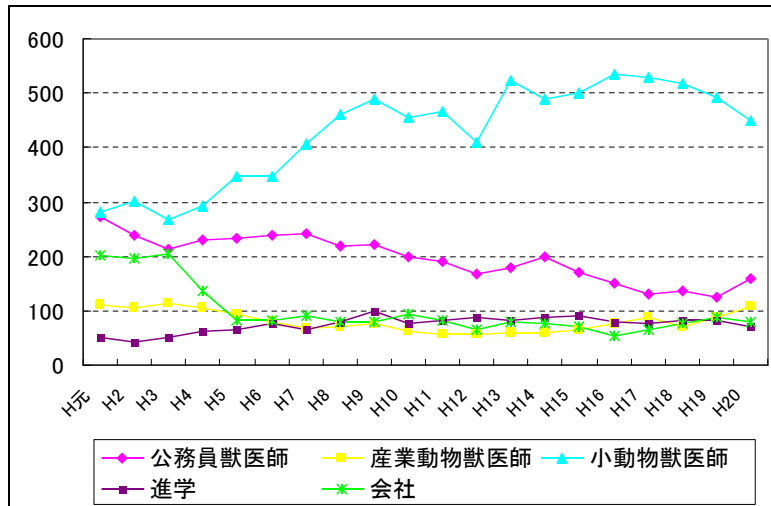
大学名	中期計画原案における記述
北海道大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 <u>①-2 獣医学における学士課程教育を充実させるため、帯広畜産大学との共同教育課程を実施する。</u>
帯広畜産大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 <u>④ 獣医学教育を充実させるため、北海道大学との共同教育課程を実施するとともに、他大学等との連携を強化する。</u>
岩手大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 (岩手県内をはじめとする他大学との教育連携を推進する。) <u>② 獣医学に係る専門教育プログラムの他大学との共同実施について検討を進める。</u>
東京大学	—
東京農工大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 <u>23 他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める。</u> II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ・他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める(再掲)。
岐阜大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 <u>②-2 質の高い教育を行う観点から、必要に応じ、他大学との連携を行う。特に獣医学教育においては、鳥取大学との教育課程の共同実施を目指す。</u>
鳥取大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 <u>6) 国内の国公立大学との連携を促進し、各大学の教育研究資源を有効に活用する。特に獣医学教育においては、岐阜大学との教育課程の共同実施を目指す。</u>
山口大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (教育の質の改善のためのシステム等) <u>・獣医学教育の改善・充実を図るため、他大学との連携による教育課程の編成に取り組む。</u>
宮崎大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 5)専門性を涵養し、有為の専門職業人を養成するための具体的方策 <u>③獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。</u>
鹿児島大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 <u>○獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。</u>

獣医師数の推移

1. 獣医関係大学卒業者の進路

(単位: 人)

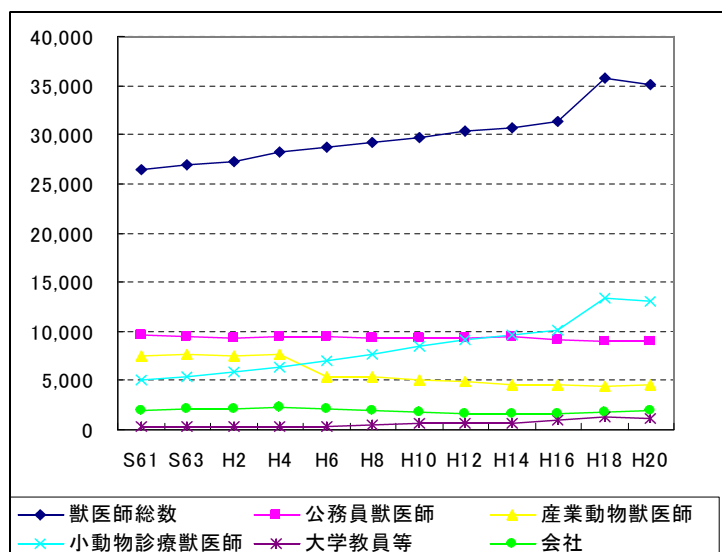
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公務員獣医師	273	239	213	229	232	238	243	218	222	200	190	169	178	200	171	150	131	136	126	159
産業動物獣医師	111	104	114	106	93	80	68	72	77	63	58	57	60	60	66	76	87	72	87	107
小動物獣医師	282	301	268	293	347	347	407	460	488	455	465	409	524	488	501	536	529	517	491	449
進学	52	43	51	63	66	78	64	79	100	78	83	88	83	87	90	80	76	82	83	70
会社	201	195	205	137	83	82	91	79	79	94	82	65	80	76	70	53	64	77	88	80



出典：文部科学省調べ

2. 職域別獣医師数（獣医師法第22条に基づく届出）

	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20
獣医師総数	26,403	26,941	27,296	28,252	28,745	29,301	29,643	30,447	30,723	31,333	35,818	35,028
公務員獣医師	9,609	9,410	9,351	9,431	9,445	9,385	9,294	9,349	9,402	9,062	8,998	8,950
産業動物獣医師	7,474	7,694	7,533	7,753	5,347	5,381	5,030	4,888	4,590	4,503	4,469	4,541
小動物診療獣医師	5,009	5,335	5,831	6,401	6,999	7,666	8,422	9,177	9,569	10,122	13,312	13,027
大学教員等	318	305	308	285	261	569	655	695	681	984	1,245	1,168
会社	1,897	2,060	2,085	2,347	2,042	1,931	1,730	1,657	1,601	1,687	1,790	1,986



出典：家畜衛生統計（農林水産省）

獣医師数の国際比較

- 獣医学部卒業生 1 人に対する人口を比較すると、日本の 137 千人に対し、欧州諸国（英独仏平均）は約 101 千人と、日本の約 1.3 倍。
- 獣医師のうち研究職が占める割合を比較すると、日本の 5.8 %に対し、欧州諸国（英独仏平均）は約 8.7 %と、日本の 1.5 倍

（１）獣医学部卒業生 1 人に対する国際比較

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
a.学校数	16校	6校	5校	4校	28校
b.年間卒業者数	925人	509人	960人	453人	約2,100人
c.人口	126,926千人	56,352千人	82,087千人	56,634千人	281,422千人
卒業者1人に対する人口(c/b)	137千人	111千人	86千人	125千人	134千人
平均: 約101千人					

出典：国立大学における獣医学教育に関する協議会「国立大学における獣医学教育の充実方策について」H16. 7

各データの出典は、

- ・アメリカの大学関係：各大学、Association of American Veterinary Medical Colleges 及び American Veterinary Medical Association
- ・ヨーロッパ各国の大学関係：European Association of Establishments for Veterinary Education (EAEVE)
- ・各国人口：世界の統計 2002（総務省統計局）

（２）獣医師のうち研究職が占める割合の国際比較

（単位：人）

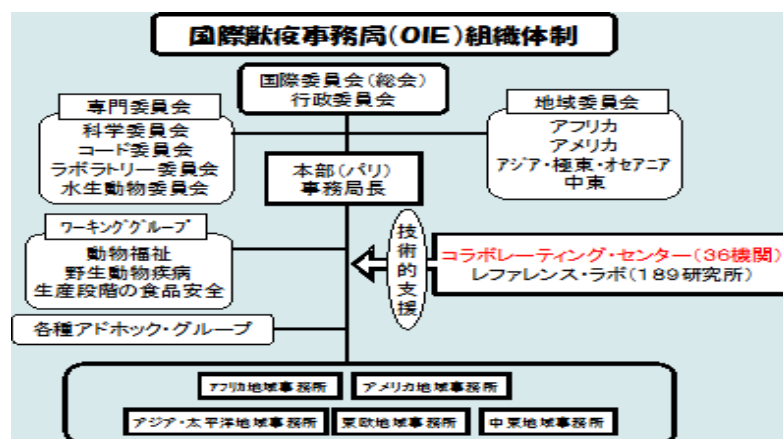
		日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
獣医師数	公務員	7,717	780	2,554	1,208	2,689
	研究員・教授・専門団体	1,781	761	2,543	1,100	5,527
	個人開業医	14,032	9,830	10,568	13,525	47,264
	その他	7,193	643	6,749	0	1,294
	計	30,723	12,014	22,414	15,833	56,774
総獣医師数のうち、研究員・教授・専門団体所属者の割合		5.80%	6.33%	11.35%	6.95%	9.74%
平均: 8.21%						

出典：国際獣疫事務局（OIE）

OIE コラボレーティング・センター、リファレンスラボ

国際獣疫事務局（OIE）は、世界的な動物衛生に関する国際機関として幅広く活動する上で、外部の科学的知見を得る事が不可欠であることから、各国の検査・研究機関を指定し、OIE や加盟国への技術的な助言を求めている。

OIE においては、これらの特定の疾病に関して指定される検査・研究所（研究者）を、リファレンス・ラボラトリー（Reference Laboratory）と呼び、疾病全体若しくは専門的な分野に関して指定される検査・研究機関を、コラボレーティング・センター（Collaborating Centres）と呼んでいる。



(出典) http://www.famc.go.jp/ffis/oie/collab_list.html

【OIEのコラボレーション・センターの状況（2009年5月現在）】

疫病全体特又は定の分野毎に、世界各国で 36 の大学及び研究所を、コラボレーティング・センターとして指定。

○日本 3 大学・研究所（アジアの 100%）

- ・動物原虫病のサーベイランスと防疫 原虫病研究センター（帯広畜産大学）
- ・食の安全 食の安全研究センター（東京大学）
- ・飼料の安全と分析 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

○日本以外 33 大学及び研究所

【OIEのリファレンスラボの状況（2009年1月現在）】

疾病の種類毎に世界 36 ケ国の 187 の大学・研究所がリファレンスラボとして指定

○アジア 17 疾病 14 機関

○うち日本 12 疾病 8 機関 （アジアの約 57%）

・BSE ・豚コレラ ・エキノコックス症 ・馬伝染病貧血症 ・馬ピロプラズマ病 ・馬ウイルス性動脈炎 ・高病原性鳥インフルエンザ ・鯉ヘルペス ・サケ科ヘルペス ・マダイイリドウイルス病 ・スーラ病 ・魚類ノダウィルス	- 帯広畜産大学原虫病研究センター - 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研所 - 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研所 - 酪農学園大学環境システム学部生命環境学科 - 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研所 - 帯広畜産大学原虫病研究センター - 日本中央競馬会競走馬総合研究所 - 北海道大学大学院獣医学研究科 - 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所 - 北海道大学大学院水産科学研究所 - 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所 - 帯広畜産大学原虫病研究センター - 広島大学大学院生物圏科学研究科
--	---

獣医学関係学部研究科一覧

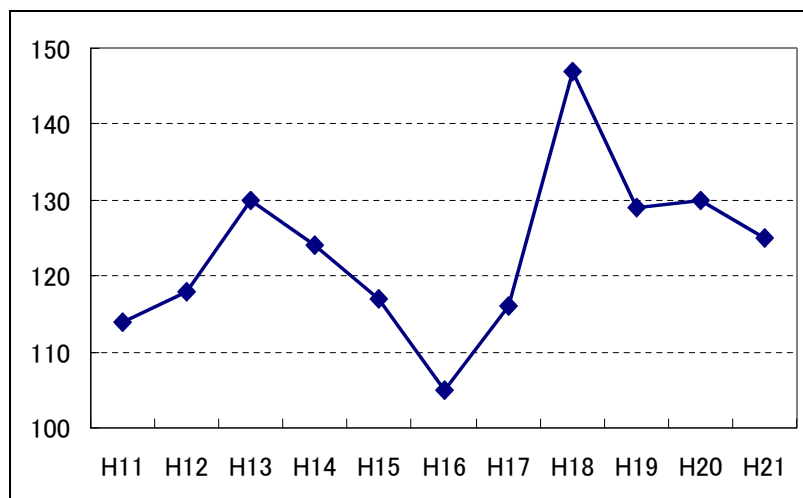
(平成20年度)

区分	大 学 名	大 学			大 学 院		
		学 部 名	学科等名	入 学 定 員	研 究 科 名	専 攻 名	博士課程 入学定員
国立	北 海 道	獣 医	獣 医	4 0	獣 医 学	獣 医 学	2 4
	帯 広 畜 産	畜 産	獣 医	4 0	(岐阜大学連合獣医学研究科に参加)		
	岩 手	農	獣 医	3 0	(岐阜大学連合獣医学研究科に参加)		
	東 京	農	獣 医 学	3 0	農学生命科学	獣 医 学	1 3
	東 京 農 工	農	獣 医	3 5	(岐阜大学連合獣医学研究科に参加)		
	岐 阜	応用生物科学	獣 医 学	3 0	連 合 獣 医 学	獣 医 学	2 0
	鳥 取	農	獣 医	3 5	(山口大学連合獣医学研究科に参加)		
	山 口	農	獣 医	3 0	連 合 獣 医 学	獣 医 学	1 2
	宮 崎	農	獣 医	3 0	(山口大学連合獣医学研究科に参加)		
	鹿 児 島	農	獣 医	3 0	(山口大学連合獣医学研究科に参加)		
	小 計			3 3 0	小 計		6 9
公立	大 阪 府 立	生命環境科学	獣 医	4 0	生命環境科学	獣 医 学	1 3
私立	酪 農 学 園	獣 医	獣 医	1 2 0	獣 医 学	獣 医 学	3
	北 里	獣 医	獣 医	1 2 0	獣 医 畜 産 学	獣 医 学	3
	日 本	生物資源科	獣 医	1 2 0	獣 医 学	獣 医 学	6
	日本獣医生命科学	獣 医	獣 医	8 0	獣医生命科学	獣 医 学	8
	麻 布	獣 医	獣 医	1 2 0	獣 医 学	獣 医 学	1 0
	小 計			5 6 0	小 計		4 3
合 計			1 6 大学	9 3 0	合 計		1 1 2

(注) 数値は、平成20年5月1日現在の数値。但し、大学院については平成21年5月1日現在の数値。(文部科学省調べ)

獣医学関係大学院の現状

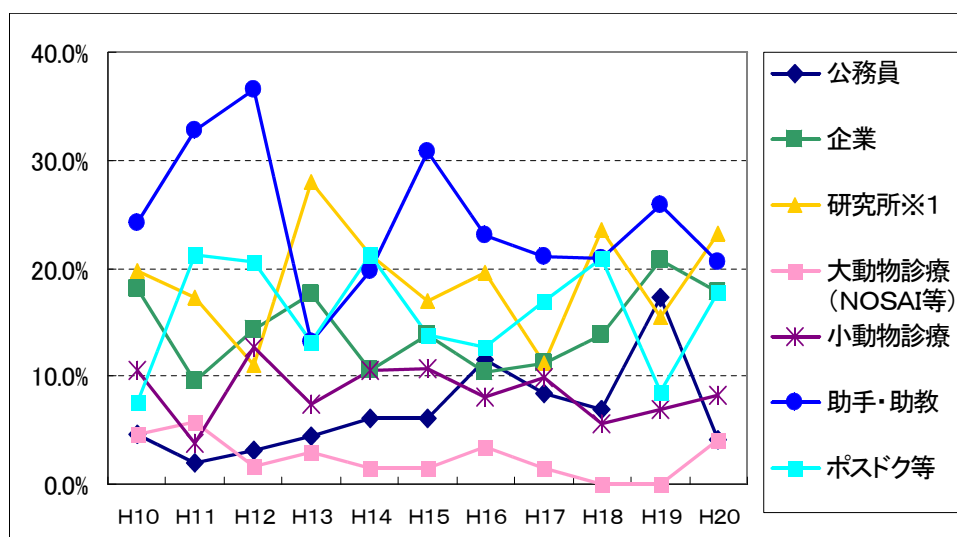
1. 入学者数の推移



※出典：文部科学省調べ

- 回答のあった9研究科の入学者数の総計は、平成18年度以降、減少傾向。
- 9研究科中4研究科においては、定員充足率が100%を割り込む傾向も見られる。

2. 大学院修了者の就職動向



※1：研究所

：都道府県等の衛生研究所、国立感染症研究所、動物実験関係試験研究所、畜産試験場等

※進路未定者、不明者は除いた

※出典：文部科学省調べ

- 助手・助教として大学において研究を続ける者の割合は、全体に占める割合は最も多いものの、全体として減少傾向にある。
- 研究所に就職する者の割合は、全体に占める割合多いものの、変動がある。
- 企業に就職する者は近年増加傾向にある。
- 小動物獣医師になる者は近年増加傾向にある一方、公務員獣医師・産業動物獣医師になる割合はほぼ一貫して少ない。
- ポスドクとなる者の割合は、変動がある。

3. 社会人を対象とした多様な教育

【主な取組例】

- 長期履修制度の導入（標準修業年限：4年→6年以内とすることを可能に）
- カリキュラムの変更により必修科目を毎年開講し、社会人大学院生の受講機会を拡大
- 夜間や土日に特別研究科目を開講
- 留学生の入学を増やすため、10月入学を実施
- Eラーニングを活用した履修科目の習得システムの整備

4. 産学連携の取組

【主な取組例】

- 連携機関（国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、（独）動物衛生研究所、JRA競走馬総合研究所）を活用した実践実習の実施
- 製薬、食品・飼料系等の企業との共同研究の実施や共同特許の取得

5. 海外拠点設置、海外交流

【主な取組例】

- 海外大学獣医学部や研究機関に拠点をもちことなどにより、共同研究の実施や国費留学生配置プログラムを活用した留学生受入れの実施
- 学生や若手研究者を海外に派遣し、リスクマネジメント（獣医疫学）の専門家、高度な臨床研究、環境マネージメントリーダーなどを育成
- 海外大学とのジョイントワークショップの実施
- OIE、WHOのコラボレーション・センター、リサーチ・センターの指定を受け、海外関係機関と共同研究の推進

6. 他分野連携の取組

【主な取組例】

- 大学附属の研究センターの研究員を獣医、医学、薬学、情報科学の複数分野の研究員から構成
- 医学部と連携した「国際基準に合った動物実験倫理教育プログラム」の開発
- 医学部と連携した研究科の創設
- 農学部・薬学部と連携した教育プログラムの開発